

商工文教委員会会議記録

商工文教委員長 高橋 元

1 日時

平成 26 年 3 月 4 日（火曜日）

午前 10 時 4 分開会、午後 4 時 28 分散会

（うち休憩 午前 11 時 59 分～午後 1 時 2 分、午後 3 時 8 分～午後 3 時 23 分）

2 場所

第 3 委員会室

3 出席委員

高橋元委員長、神崎浩之副委員長、飯澤匡委員、高橋昌造委員、岩渕誠委員、
田村誠委員、小西和子委員、斉藤信委員、吉田敬子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

村上担当書記、水野担当書記、千葉併任書記、蛇口併任書記

6 説明のために出席した者

(1) 労働委員会

浅沼労働委員会事務局長、中居審査調整課総括課長

(2) 商工労働観光部

橋本商工労働観光部長、桐田副部長兼商工企画室長、寺本雇用対策・労働室長、
木村商工企画室企画課長、佐藤自動車産業振興課長、山村経営支援課総括課長、
石川科学・ものづくり振興課総括課長、佐藤産業経済交流課総括課長、
岩渕観光課総括課長、飛鳥川企業立地推進課総括課長、
高橋特命参事兼雇用対策課長、千田労働課長

(3) 教育委員会

菅野教育長、堀江教育次長兼教育企画室長、作山教育次長兼学校教育室長、
永井予算財務課長、宮澤学校施設課長、藤澤学校企画課長、
松葉主任指導主事兼特命課長、佐藤首席指導主事兼義務教育課長、
川上首席指導主事兼高校教育課長、福士首席指導主事兼特命課長、
佐々木首席指導主事兼特別支援教育課長、大林首席指導主事兼生徒指導課長、
西村生涯学習文化課総括課長、佐々木特命参事兼文化財課長、
平藤首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、金田教職員課総括課長、
小菅首席経営指導主事兼小中学校人事課長、

土川首席経営指導主事県立学校人事課長

(4) 総務部

杉村副部長兼総務室長、及川総務室管理課長、細川法務学事課総括課長、
岡崎私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 労働委員会関係審査

(議案)

議案第103号 平成25年度岩手県一般会計補正予算(第5号)

(2) 商工労働観光部関係審査

(議案)

議案第103号 平成25年度岩手県一般会計補正予算(第5号)

議案第109号 平成25年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第3号)

議案第129号 岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る
権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

(3) 教育委員会関係審査

議案第103号 平成25年度岩手県一般会計補正予算(第5号)

(4) 総務部関係審査

議案第103号 平成25年度岩手県一般会計補正予算(第5号)

9 議事の内容

○高橋元委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。この際、先般の人事異動により新たに就任された方を御紹介いたします。

菅野教育長から新任の方を御紹介願います。

○菅野教育長 教育委員会事務局の新任の職員を御紹介申し上げます。

金田学教職員課総括課長でございます。よろしく御願い申し上げます。

○高橋元委員長 以上で人事紹介を終わります。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、労働委員会関係の議案の審査を行います。議案第103号平成25年度岩手県一般会計補正予算(第5号)、第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費のうち労働委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○中居審査調整課総括課長 労働委員会関係の補正予算につきまして、御説明申し上げます。便宜、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げますので、資料の134ページをお開き願います。

今回御審議をお願いいたしますのは、第5款労働費、第3項労働委員会費を1,274万2,000円減額しようとするものであります。目別の内訳でございますが、1目委員会費147万5,000円の減額は、委員報酬の減額措置による減など委員会運営に要する経費の減を補正しようとするものであります。また、2目事務局費1,126万7,000円の減額は、事務局職員が年度当初から1名欠員になっていること及び給与の減額措置による人件費の減を補正しようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、労働委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって労働委員会関係の審査を終わります。労働委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。

議案第103号平成25年度岩手県一般会計補正予算（第5号）、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費のうち商工労働観光部関係、第7款商工費及び第11款災害復旧費、第5項商工労働観光施設災害復旧費、第2条第2表繰越明許費補正中、第5款労働費、第7款商工費及び第11款災害復旧費、第5項商工労働観光施設災害復旧費並びに議案第109号平成25年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第3号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○桐田副部長兼商工企画室長 それでは、平成25年度一般会計補正予算（第5号）のうち、商工労働観光部関係について御説明申し上げます。議案（その4）の7ページをお開き願います。

5款労働費のうち1項労政費及び2項職業訓練費の計で63億2,416万9,000円の増額、7款商工費の111億999万6,000円の減額。次に、9ページにまいりまして、11款災害復

旧費、5 項商工労働観光施設災害復旧費の 4 億 135 万 7,000 円の減額。以上の合計で 51 億 8,718 万 4,000 円の減額補正であります。

項及び目の区分ごとの主な内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の 130 ページをお開き願います。なお、金額の読み上げは省略させていただきますので、御了承願います。

5 款労働費、1 項労政費、1 目労政総務費の管理運営費は、雇用対策部門の職員給与費等の管理運営に要する経費及び国庫補助金の返還に要する経費であり、所要の額について減額補正をしようとするものであります。

次に、2 目労働教育費の各種労働講座開設費は、労働環境の整備や労働紛争の未然防止等を図るため、雇用労働フォーラムを開催するものであり、事業費の精査による減額補正を行うものであります。

4 目雇用促進費は、次の 131 ページにまいりまして、一つ目の緊急雇用創出事業費補助は、市町村が行う緊急雇用創出事業について必要な経費を補助しようとするものであり、事業計画の変更など市町村からの報告に基づき所要の額について減額補正を行うものであります。上から三つ目の事業復興型雇用創出事業費補助は、将来的に被災地の雇用創出の中核となることが期待される事業所が被災者を雇用する場合の雇い入れに係る費用を助成するものであり、助成額を精査した結果、所要の額について増額補正を行うものであります。

一番下の緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金は、国の緊急経済対策において、引き続き厳しい雇用情勢を踏まえ、事業復興型雇用創出事業及び新設された地域人づくり事業に要する経費の財源が措置されたことなどから、国からの交付金を基金に積み増しをして必要な事業に充当しようとするものであります。なお、この積立金の中には平成 23 年度分の補助事業費再精査に伴う山田町からの補助金返還金 1 億 6,749 万円余を含んでいるものであります。

次の 132 ページにまいりまして、2 項職業訓練費、1 目職業訓練総務費の上から二つ目の認定職業訓練費は、認定職業訓練団体等に対して運営費等を補助するものであり、実績見込みによる減額補正を行うものであります。

次の 2 目職業訓練校費の下から二つ目の就職支援能力開発費は、離職者等の再就職を促進するための職業訓練を職業訓練法人等に委託して実施しようとするものであり、委託契約の実績による減額補正を行うものであります。

次に、161 ページをお開き願います。7 款商工費、1 項商工業費、1 目商工業総務費であります。中ほどより少し上の 8 節の報償費のそばの革新的医療機器創出・開発促進事業費は、革新的医療機器開発を支援するものであり、ほかに例のない新しい医療機器の開発に係る試作、開発等に時間を要したため、事業実績見込みによる減額補正を行うものであります。その二つ下の新素材・加工産業集積促進事業費は、高付加価値コバルト合金など新素材加工産業により地域の雇用創出を推進しようとするものであり、企業が新規雇用者

の人材育成を行う場合の補助の実績見込みによる減額補正を行うものであります。

次の2目中小企業振興費の上から二つ目の商工観光資金貸付金は、設備の改善や事業の推進などに必要な資金の貸付原資の一部を金融機関等に預託するものであり、ほかの低利長期な資金等が活用されたことから、事業を精査した結果、減額補正を行うものであります。次の中小企業経営安定資金貸付金は、経営安定に資するための運転資金や経営改善の取り組みに必要な資金の貸付原資の一部を金融機関等に預託するものであり、ほかの低利長期な資金等が活用されたことから、事業を精査した結果、減額補正を行うものであります。

次の162ページにまいりまして、上から五つ目の中小企業東日本大震災復興資金貸付金は、被災した中小企業者に対して、事業再建に必要な資金の貸付原資の一部を金融機関等に預託するものであり、貸付残高が見込みより下回ったことから、事業を精査した結果、減額補正を行うものであります。中ほどの19節負担金補助及び交付金の記述の横ですが、中小企業被災資産復旧事業費補助は、沿岸地域において被災した中小企業の施設等の復旧に対して行う市町村の補助事業に対して補助するものであり、地域の土地利用の関係上、本復旧に着手できないことなどから、実績見込みによる減額補正を行うものであります。

163ページにまいりまして、3目企業立地対策費の上から二つ目の企業立地促進資金貸付金は、県内に工場等を新設または増設しようとする企業が必要とする資金の貸付原資の一部を金融機関に預託するものであり、年間所要見込み額の精査の結果、減額補正を行うものであります。次の企業立地促進奨励事業費補助は、工場等の立地を促進するため、市町村が実施する事業に対し補助しようとするものであり、補助対象額の確定により減額補正を行うものであります。

4目中小企業経営指導費の二つ目の中小企業ベンチャー支援事業費補助は、中小企業やベンチャー企業を総合的に支援するため必要な経費を公益財団法人岩手産業振興センターに補助するものであり、補助対象人件費の実績見込みにより減額補正を行うものであります。

次の6目工業技術センター費の地方独立行政法人岩手県工業技術センター運営費交付金は、センターの職員人件費の実績見込みにより増額補正を行うものであります。

次の164ページにまいりまして、2項観光費、1目観光総務費の上から四つ目、国際観光推進事業費は、海外からの観光客の誘客促進に取り組むものであり、台湾からの誘客促進について、チャーター便の運航実績に応じて減額補正を行うものであります。

2目観光施設費の二つ目、みちのく岩手観光案内板整備事業費は、県内各地に設置している観光案内板について、東日本大震災津波以降の情報に更新するものであり、財源として見込んでいた国の東日本大震災復興交付金の調整がつかなかったことに伴い減額補正を行うものであります。

次に、213ページをお開き願います。11款災害復旧費、5項商工労働観光施設災害復旧費、1目商工観光施設災害復旧費の一つ目、中小企業等復旧・復興支援事業費は、被災し

た複数の中小企業等の復旧整備に要する経費の一部を補助する、いわゆるグループ補助であり、国の緊急経済対策により追加交付がなされることを受けて増額補正を行うものであります。次の被災地域商業復興支援事業費は、国において補助制度がグループ補助金の拡充として整備されたこと及び事業の精査に伴い減額補正を行うものであります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その4）に戻っていただきまして、11ページをお開き願います。

11ページは、第2表、繰越明許費補正、追加の表であり、当部の関係部分は13ページの5款労働費の4,988万3,000円、次に16ページにまいりまして、7款商工費の8,395万8,000円、続いて21ページにまいりまして、ページの中ほどから11款災害復旧費の掲載であります。ページをめくっていただきまして、23ページの中ほどに5項商工労働観光施設災害復旧費の73億2,810万円、以上を合計しました74億6,194万1,000円を翌年度に繰り越しを行おうとするものであります。これらの事業は、計画調整に不測の日数を要したことなどにより、年度内完了が困難になったことによるものであります。以上で一般会計補正予算の説明を終わります。

続いて、特別会計について御説明申し上げますので、同じく議案（その4）の45ページをお開き願います。議案第109号平成25年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第3号）であります。第1条のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ28億6,294万6,000円を減額し、総額を85億214万4,000円とするものであります。次の46ページにまいりまして、歳入であります。主なものは、1款繰入金、1項一般会計繰入金は貸付原資等である一般会計からの繰入金を減額するものであります。

次の3款諸収入、1項貸付金元利収入は、中小企業高度化資金の貸付償還見込額の増等に伴う増額であります。

4款県債、1項県債は、中小企業高度化資金の貸付原資の一部である独立行政法人中小企業基盤整備機構からの借入額の減額であります。

次の47ページ、歳出であります。1款小規模企業者等設備導入資金貸付金、1項貸付費は、公益財団法人岩手産業振興センターの無利子貸し付けに係る年間所要見込額の減等に伴う減額であります。

以上で商工労働観光部関係の補正予算についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○神崎浩之委員 予算に関する説明書131ページ、緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金であります。先ほどの説明では平成23年度分の山田町の返還金が1億6,000万というお話でありました。これ歳入なのですから、確認なのですが、諸収入の緊急雇用創出事業補助金返還金1億7,091万8,000円という数字があるのですが、この返還に伴うということで、歳入についてはこれでいいのかどうか。このほかに返還金があるのかどうか、まず初めにお伺いいたします。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 歳入の諸収入にございます、説明書 68 ページ、5 節労働の二つ目、緊急雇用創出事業費補助金返還金に 1 億 7,091 万 8,000 円を計上しております。そのうち 1 億 6,749 万 449 円が山田町からの返還金でございます。そのほかに、歳出で申しますと 130 ページ、1 目労政総務費の中に管理運営費がございまして、この中に昨年度で終了いたしましたふるさと雇用再生事業という緊急雇用事業の一つのメニューがございました。それに対する過年度の精算で返還する額が生じておりまして、それに係る返納の収入が先ほどの諸収入の中に含まれております。合わせて 1 億 7,000 万円余の収入という計上になっております。

○神崎浩之委員 そうしますと、後からまた説明にあるかどうかわかりませんが、現時点で山田町の事業について、NPO 法人と、それから山田町と、県を経由してということで、支出それから返還があるわけでございますけれども、検証委員会が行われておりまして、現時点で県とすればこの返還については、県の瑕疵はないということで、山田町の問題、瑕疵だということで、県の瑕疵はないのだということで歳入に入れて、それを基金に積んでいくという考えでよろしいのかどうかお伺いいたします。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 国庫を受けて事業を実施いたしまして、緊急雇用創出事業の返還を負担する瑕疵は県にはないというふうに考えております。

○岩渕誠委員 私は、大きく 2 点お聞きいたします。

今の話の流れで緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金について確認をいたします。後ほど多分説明があると思いますから、確認だけにしておきますが、今お話のありました事業返還金 1 億 6,000 万円余についてでありますけれども、これは山田町の議会の議決を経て県に返還と、こういうことの流れだと思いますが、この時点で山田町の町議会の議決について何か特段の附帯意見がついた、あるいはその後山田町から、この事業返還金について県に対して何か要望があった、あるいは県の瑕疵を指摘するようなことというのはあったのか、それについて確認をしておきます。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 町議会の中の議論でありますとか、さまざまなそういった形の中で、いろいろな意見、議論があるというふうには承知しておりますけれども、正式に山田町から県に対して、その負担等について申し入れ等は受けてございません。

○岩渕誠委員 わかりました。では次にいきます。

この補正予算の中では、グループ補助金の事業繰越あるいは繰越明許、この辺の関連予算が出ておりました。そこで確認をいたします。従前も確認をしてきましたが、この補正予算が出てくるタイミングで、平成 25 年度中にグループ補助金の事業完了ができないのはどのぐらいの業者で、どのぐらいの規模か。また、完了しないという見込みの内訳、さまざまあると思いますけれども、それについて説明をお願いします。

○山村経営支援課総括課長 グループ補助金の見込みでございます。現在交付決定している事業者が 1,193 者、それと今審査中の事業者が 52 者ほどあります。これが母数でございます。そのうち 2 月補正予算の積算に向けて調査をした段階で、事業が完了できないなど

いう見込みの事業者が 450 者ほどおります。内訳ですが、再交付が必要になる事業者が 108 者ぐらい、事故繰越が必要なのが 265 者、明許繰越が必要になるのが 80 者ほどというふうに調査集計しております。

〔「金額ベース」と呼ぶ者あり〕

○山村経営支援課総括課長 金額の見込みですけれども、完了できない、全体では 187 億円程度。再交付が 39 億円、事故繰越 114 億円、明許繰越が 34 億円程度と見込んでおります。

○岩淵誠委員 事業者数でいうと 3 分の 1 が完了できないと。しかも、再交付ということですから、3 年間かけてもというようところが 100 者以上あるということでありまして、その事故繰越になる 260 者余りと合わせると、これは基本的に土地利用の問題でありますから、相当数新年度も再交付という手続をやらざるを得ないだろうなというふうに思います。

そこで、再交付の手続に関しては何度か指摘をしてきておりますが、ハード事業については、年度末の補正で契約変更という形で、かかり増しの部分が追加措置されるというケースが一般的であります。このいわゆるグループ補助金等、そのうちソフト事業に関しては、どうしても当初の交付額からふえない、再交付になっても、これは 3 年前の基準でしか交付にならないのだということだと思います。だとすると、この 3 年間の事業実施に当たっての資材高騰、人件費の高騰については依然として、国はこれを認めていないということになるのではないかと。だとすると、かなりこの 4 分の 1 負担というのが、実際のところは事業負担がもっとかさんでくる。しかも、人口減少の中で大変厳しい状況に置かれているというふうに思っているのですが、現状、国とはどういう話をしているのか。そして、また再交付をするという企業が、実際に事業交付を受けたのだけれども、できないので、100%再交付したのか、それとももうできないのでやめてしまいますというものがどれぐらいあるのか、お示しいただきたいと思います。

○山村経営支援課総括課長 国との状況ですが、私も 1 月に中小企業庁のほうに出向きまして、担当課長と直接県議会での議論や、事業者の状況を伝えてきております。国のほうは、委員からお話のあったような、当初の決定額が基本だということでございますが、本県だけではなく、そのような要望なり声をいろいろ聞いているということで、経済産業省としては国の関係省庁と調整して検討していくというようなことをお聞きしております。再交付に関して、事業費の増嵩によって事業を諦めるというような状況はないかと承知しております。

○岩淵誠委員 いずれハードに関しては、国土交通省あたりも早くも補正をするということをお進めしている中で、どうしてもソフト事業、特にもボリュームの大きいグループ補助については、非常に不公平感がある。不公平という観点からいうと、今まで交付をして事業が完了している 800 者余りに関しても、そういう観点での不公平も、当然出てくると思いますし、その部分も何がしかの補填をしなければならないのではないかと。というふう

うには思いますけれども、いずれ再交付をしても、非常に負担が重くなっているということは、これは可及的速やかに課題解決をしないと、グループ補助金があったとしても、これは事業再建にならないというのが多く出てくる。しかも、事故繰越をする事業者が 150 者、金額は 114 億円余りとお聞きしておりますけれども、これはかなり、この 1 年でやらないと同じことが出てきますから、この解決については、相当先行して力強くやっていたきたいということを要望して終わります。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 申しわけありません。先ほど神崎委員からの質問に対する説明で、一部誤りがありましたので、訂正いたします。説明書 68 ページの諸収入、労働の中の緊急雇用創出事業費補助金返還金 1 億 7,000 万円余に含まれる内容でございますけれども、山田町からの返還金のほかに、ふるさと再生の事業の返還と申しましたが、そうではなくて、平成 24 年度に支出しました事業復興型助成金で、実績確認の結果、支払い済みのものがあったということで、それが 300 万円余とか、それらのものが含まれての 1 億 7,000 万円余という諸収入になっております。訂正いたします。

○斉藤信委員 131 ページの、私も緊急雇用創出事業費でお聞きしますが、10 億 9,800 万円の減額なのです。ちょっと減額幅が大きいのではないかと。せっかくの事業で、これだけ減額補正になった理由は何なのか、そのことをお聞きしたい。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 この額、補正前が 74 億 1,100 万円余でございまして、今回 10 億 9,800 万円余減額して、補正後 63 億円ぐらい補正しようとするものでございます。具体的な個々の減額の要因は分析まではしておりませんでしたけれども、これまでの経緯等を見ますと、雇用予定人数の大きい市町村等で、実際の予定額というか雇用実績がそこまで及ばなかったケースでありますとか、あるいは年度開始後の事業計画の見直しの中で、緊急雇用創出事業の形での事業実施を見合わせたケース等もあろうかと思えます。特段どこかの市町村に特別に集中してということではなくて、県内全域に散らばったの集計の結果でございます。

○斉藤信委員 74 億円の予算で 10 億円余の減額ですから、私はこの比率はちょっと高過ぎると思います。現場はまだまだ必要性のある事業ですから。

それと、事業復興型雇用創出事業費補助が 6 億 5,800 万円増額補正ですね。実は、被災地の現場から、もう予算を超えてしまったので、受け付けを中止しているという話を私は聞きました。そういう状況だったのかどうか。そして、今回の 6 億 5,800 万円の増額補正によって、例えば申請したけれども受け付けられなかった方々は、今年度中に対象になるのか。6 億 5,800 万円というのは、どのぐらいの対象人員になるのか示していただきたい。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず、今年度の受け付けの経緯を御説明いたしますと、当初 12 月末まで申請を受け付ける予定としておりました。しかしながら、予算の全体規模でその助成可能数に達したことから、まず 10 月 11 日段階で、間もなく予算が満額になるので受け付けを停止しますという予告をいたしまして、その上で 10 月 24 日、もうじき満額になりますという予告を再度して、最終的に 10 月 29 日の受け付けをもって今年度の申

請受け付けを終了したところでございます。

この事業につきましては、3カ年で助成するという制度でございますので、国から交付を受けた交付金の全体額により、全体としての交付可能数がございます。これが1万3,800人でございます。加えて毎年度毎年度の支出がございまして、平成25年度の予算に計上した分で今年度支出可能な額がございまして、そういったことで、10月の受け付け締め切りは3カ年の総額としての満額に、全体規模に達したことから受け付けを終了し、その受け付け結果で、今年度支払いに必要な額を精査した結果、今回補正をお願いしております6億5,000万円余が、今年度分としては足りないという見込みになったことから、今回補正をお願いしております。

ですから、基金の財布の中には、来年度以降交付する分もまだございますので、そういった全体の調整の中で、今年度支払い分として6億5,800万円余を増額いたしました。今回補正をお願いする分の見合いの人数でございますけれども、最終的な人数に大きな変動はございませんでしたが、初年度の支払い所要額、要は助成対象者の雇用期間見合いで今年度支払額が決定いたしますけれども、今年度の支払い所要額としてはこれぐらい必要だと。人数的には、当初の予定とほぼ同じということでございます。

○斉藤信委員 そうすると、結局10月29日で終了した分、その事業費補助が不足したので、6億5,800万円補正したということですね。だから、申請しなかったけれども、10月29日で終了してしまったから申請できなかったという方々が多いのですよ。あなた方がよく頑張ったという側面と、被災地ではぜひこれを使いたいと。特に水産加工なんかの場合は、事業復興型で若い人を確保したいという、こういう声があるのですよ。国が補正を決めたのだから、来年に回さないで3月からでも、2月補正で組んでやったらいいではないですか。これはそういう継続事業なのだから。なぜそうしなかったのですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 今回国の補正を受けまして、積立金を計上しております。それをもって今年度歳出分として計上も可能ではございますけれども、今後の受け付けから始まる事務処理の期間を考えると、今年度分に追加することが非常に難しいということが第1点。

それともう一つ、この事業は先ほど3年間分の勤務、在籍に対して助成すると御説明申し上げましたが、それはスタート時点が決まっているわけではなくて、申請受け付けの時点から将来に向けて3年間ということで、今回国から追加交付を受けた分につきましては、来年度、今回申請できなかった方々も含めまして、来年度の申請で受け付けをしてまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 釜石のイオンセンターは、これを使うというので、事業費を超えたという話もあるのだけれども、その真意を確かめたい。もう一つ、緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金79億円、この中には来年度の事業復興型も入っているのか。来年度の事業復興型の予算と、たしかきのう高田一郎議員の質問には、来年度3,400人分という話もあったけれども、改めて正確にお聞きします。来年度の見込みはどうなっているか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず最初に、会社の正式名称を忘れましたが、イオンの採用した従業員についての助成金の申請でございますけれども、これまで私が書類を見た限りでは、まだ入っておりませんので、あるいは来年度の申請で上がってくるかと思いません。

次に、事業復興型の予算でございますけれども、今回の積立金に含まれる事業復興型雇用創出事業に関する積み立て分は、65億8,000万円でございます。それで見合いの追加可能人数は3,500人と見込んでおります。来年度の歳出予算額でございますけれども、121億6,000万円を予算としてお願いしております。

○斉藤信委員 65億8,000万円ですと3,500人分、総額が121億6,000万円。これは、今までの分も含めると121億円になると。新規分が65億8,000万円と、こういうふうに受けとめていいのか。

それと、緊急雇用創出事業特例基金積立金の79億円の中に、山田町のNPO問題の返還金が含まれているという話でしたね。でも、歳入では返還金と書いていて、歳出のところにはそれが明記されないというのは何なのですか。返還金は返還金で分けたほうがいいのではないかと、そうならないのですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 まず、事業復興型の内訳、121億6,000万円の内訳でございますけれども、これまで今年度までに認定した分の助成に係る分が63億8,000万円、来年度新たに認定する分の平成26年度支出分が57億8,000万円、合わせて121億6,000万円ということで、今回追加交付を受ける65億8,000万円は、繰り返し申し上げますが、3年間でございますので、65億8,000万円のうち来年度歳出で使う予定分は57億8,000万円ということになっております。

次に、緊急雇用創出事業の返還金と積立金の関係でございますけれども、ここは予算事業の立て方のルールということで、こういう形になっておりますけれども、返還を受けるものについては、今回の山田町の件もそうですが、あとは全くの過誤によって返還を受けるものも含めまして、先ほどございました諸収入の返還金というところで受けます。

歳出につきましては、これはあくまでも基金への積み戻しということになりますので、一括積立金ということで計上しております。

○斉藤信委員 それであれば、内訳の中に、その返還金が入っていますよというぐらいのことは書いていてもよかったと思います。

次に職業訓練総務費にかかわって、認定職業訓練費で1,241万円減だったのですね。今、特に建設労働者、大工職人、今建設関係の求人に対応し切れなくなっているわけです。これは、ここ10年、20年の間に公共事業が減額して、建設労働者が激減したと、こういう背景があるわけですがけれども、岩手県の建設労働者の推移はどうなっているのか、労賃はどうなっているのか、そしてそれに対する建設労働者の養成、この取り組みはどうなっているのかお聞きしたい。

○千田雇用対策・労働室労働課長 建設業に従事する方々の労働者数の推移についてでござ

ございますけれども、就業構造基本調査に基づきますと、役員を除く雇用者という数がありますけれども、平成 19 年、5 万 2,300 人だったのが、平成 24 年には 4 万 9,800 人ということで、建設労働者数は減ってございます。

それから、労賃の状況でございますが、直接建設労働者の方々の労賃そのものではないのですけれども、その労賃を反映しているであろうということで設計労務単価のほうの状況で見ますと、先ほど申し上げました労働者数のところで触れました平成 19 年時点で見ますと、1 万 6,061 円という単価だったものが、直近、平成 26 年の一番新しいところだと、2 万円を超える額にアップしております。人手不足なども反映しておりますから、復興需要を踏まえてということだと思います。

それから、建設労働者の人材確保対策でございますけれども、県土整備部のほうでも、かなり、さまざまな取り組みをやっていると思いますが、私ども商工労働観光部のほうの所管のところでは申し上げますと、一つは、かつて建設業に従事した経験のある方で離職されている方、あるいは類似のフォークリフトの操作等をやったことがあるような方で、現在仕事につかれていない方に、この建設業のほうにいま一度目を向けていただいて就業していただきたいということで、離職者向けの訓練というのをやってございます。平成 24 年度は 9 コース開設しまして、64 名の方々を建設業界のほうに見込んでございます。今年度も来年度も同規模の訓練をやりたいと思っております。

それから、県内の各地域に工務店さんなどを会員とします職業訓練協会というのがあるわけでございますが、そこで長期課程ということで、大工さんの養成などをやってございます。また、建築関連の長期訓練というのをやってございまして、今年度で申し上げますと、20 科開設されてございまして、126 名の方々が仕事をされながら訓練を積み重ねている状況でございます。こういった形でも、人材確保、養成のほうに取り組んでいるところでございます。

それから、若干中期的な視点に立つての取り組みということになりますが、産業技術短期大学校ですとか二戸の高等技術専門校のほうで建築科を開設してございまして、そちらのほうで建設技能者の養成もやってございます。そちらのほうは、就職率 100%というふうになってございます。

○齊藤信委員 建設労働者の確保、養成というのは、今々切実な課題になっているというだけではなくて、県民の生活のライフラインを確保すると。いわば 50 代以上が 2 分の 1 を超えているのです。もう 10 年たったら本当にリタイアせざるを得ないという状況に今建設労働者がなっていて、今養成しないと、今まで激減したのがさらに激減してしまう。いわば工場的な住宅の建設とか、県産材の活用だとか、私は今本当に大変な時期になっていると思うのです。

それで、二戸の高等技術専門校の建築科は岩手日報でも大きく報道されて、技能オリンピックにも出場したり、大変努力して、就職率 100%と。全体として、今建築科というのがほとんどなくなっているのです。いわば、建設労働者の待遇が悪いので、新しい職業と

して魅力がなかった。しかし今復興事業で、さっきお話があったように、やっと労賃が2万円台になってきた。これは20年前と比べたら、まだ低いのです。しかし、本当に20年前に近づいてきたという。私は、もっともっと設計労務単価というのは上げていかなければならないと思うけれども、こういう時期に、きちんと建設労働者の確保に取り組むべきではないのかと。二戸の高等技術専門学校では高等学校を訪問して、こういう科がありますよと苦労しているらしいけれども、旅費が削減されて、そういう取り組みもできなくなっていると。今の状況、緊急性をよく見て、今の機会を生かして、私は県内での建設労働者の確保に真剣に取り組むべきだと思いますが、部長、どうですか。

○橋本商工労働観光部長 建設労働者の養成、確保につきましては、本格復興に向けてますます需要が増大するものというふうに考えておりますので、委員御指摘のとおり、喫緊の課題ということで、県の訓練施設等はもちろんでございますけれども、民間の職業訓練協会等、さまざまな業界とも連携をしながら、その人材をきちんと養成し、復興に資するための手だてというものをしっかりとっていきたいというふうに考えております。

○斉藤信委員 次に162ページ、163ページで中小企業被災資産復旧事業費補助が7億9,800万円余の減額になったと。これはちょっと残念なことですけども、先ほど説明があったように、本設展開するにしても、用地が確保できない、まちづくりが進んでいない、これが私は一番大きな要因だと思うけれども。まちづくりのおくれが要因だとすれば、これは単年度、単年度の延長ではなくて、住宅再建の補助も平成30年度まで延長するというふうにしましたが、そういう形で、これから需要が出てくるという見込みがはっきりしているわけだから、この事業は必要があるまで継続するのだということを示すべきではないのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○山村経営支援課総括課長 中小企業被災資産復旧事業費補助の実績ですが、この補助金は県と市町村が、被災した事業者の方の復旧に2分の1補助するという制度です。今年度は85の事業者の方に2億9,000万円、3億円程度の補助をしております。継続につきましては、復旧がおくれておりますので、市町村とも連携してそういった措置ができるように、市町村と相談しながら検討したいと思っております。

○斉藤信委員 来年度予算は出しているのでしょうか。来年度予算を組んでいるのに、そんな答弁をしてはだめですよ。来年度はやりますと、こういう規模でやりますと、来年度だけにとどまらずにやる予定ですよ、というふうにきちんと答えなさい。被災事業者が、あなたの答弁を聞いて元気になるように答えなければだめですよ。どうですか。

○山村経営支援課総括課長 来年度につきましては、市町村とも調整しまして、必要な予算を措置しておりますし、長期的な課題でもあると考えておりますので、市町村ともよく連携して検討したいと思っております。

○斉藤信委員 あなた方の答弁というのは、被災地は注目しているのだから。県議会でこういう問題が取り上げられて県がどう答えたか。それで元気になるのです。本当にそういうことをよく受けとめて、しっかり答えていただきたい。

最後ですけれども、岩渕委員も取り上げましたが、グループ補助の問題です。先ほど1,193者に、今審査中のものが52者、そのうち450者が今年度未完了、108者が再交付、265者が事故繰越、80者が明許繰越と、こういう見通しが示されました。この再交付、岩渕委員が取り上げたので、すごく大事なのだと思うのです。もう2年前、3年前だと、資材から、労賃から全然変わっているのです。今発注している公共事業は、大体4割高です。労賃もそういうふうになっているのです、38%ぐらいに。だから、当初交付されたとりわけ第1次、第2次、あの年度に決定された方々というのは、もう経費は4割減になっているのです。4分の3補助ではなくて、2分の1にいくか、いかないか。

だから私は、再交付という、本当にもう一回出し直して、必要な経費を今の必要な経費で再交付申請がやれるようにすべきだと。でなければ、全く新しい形でグループ補助を申請したほうがいいのです。来年度もグループ補助があるわけだから。手続的に再交付が早いわけだから、例えば最初の交付決定をやめにして、私が言ったようにしないと、実態はそうせざるを得なくなっている。そういう点で、再交付については、この2年ぐらい高騰というのは大変なものです。そういうことで、ぜひ対応できるようにしてほしいし、あと本会議ではそのために高度化資金の活用をしてもらっているとやいましたが、高度化資金の申請と活用動向をあわせて教えていただきたい。

○山村経営支援課総括課長 グループ補助金に係る経費増嵩については、そのような問題が生じていることは国にも伝えてありますし、繰り返しになりますが、経済産業省においても、国の関係省庁と相談しながら検討するということですので、そういった検討を期待したいと思いますし、岩手県の現状をよく経済産業省にも伝えて、検討を進めていただくように働きかけたいと思います。

高度化資金、グループ補助金の自己負担分に対する特別な融資ですけれども、資金を実際に交付した事業者が134者、金額は84億円ほどとなっております。

○斉藤信委員 これで最後です。グループ補助が73億2,800万円、これは繰り越しとなっておりますね。これは経済対策で、さらに来年度予算で約200億円。そうすると、来年度は総額でどういう規模になるのか示していただきたい。

○山村経営支援課総括課長 来年度の県のグループ補助金の状況でしょうか。

○斉藤信委員 はい、予算で。

○山村経営支援課総括課長 来年度については、67億円ほどを見込んでおります。これは、これまでの利用額などをもとにしまして67億円ほどを見込んでいます。

○斉藤信委員 繰り越しより少ない。基金に積み立てるといふ。繰り越しが73億円でしょう。いいです。

○吉田敬子委員 予算に関する説明書の163ページにある伝統的工芸品等次世代継承事業費についてお伺いいたします。これは、平成24年度からの事業だと思うのですけれども、これまでの成果、実績、そして後継者の育成なのですが、県内の方なのか、県外の方なのか、おわかりになれば教えていただければと思います。今回ちょっと減額になっているの

ですけれども、県としてこの事業に対する課題をどのように把握されているかもお伺いたします。

○佐藤産業経済交流課総括課長 伝統的工芸品等次世代継承事業に関します御質問でございますが、こちらに関しましては、新規に被災の求職者を雇用しまして、当該産業の技術、技法を継承するという事で、県が事業者に委託いたしまして実施している事業でございますけれども、こちらのほうは平成 24 年度から 3 カ年の予定で実施しているものでございます。それで、こちらに関しましては、現在 7 名の方が五つの事業者の方々のもとで技術の習得に励んでおられるという状況でございます。こちらで研修しておられる方々につきましては、県内の方々でございます。

成果につきましては、伝統的工芸品の技術の習得でございますので、なかなか一定期間の研修というか修練は必要なわけでございますが、それぞれ研修をされている方々につきましては、今年度、中間報告ということで、私も皆さんとお会いしたけれども、それぞれ一生懸命技術の習得に努めておられます。また、今携わっている仕事の成果としまして、こういうものをつくりましたというものも見せていただきましたけれども、まだまだ途上かとは思いますが、一生懸命やられているということでございます。今後につきましても、今修練されている方が立派にその技術を伝承されるように、この事業に沿って成果が発揮できるように進めてまいりたいと考えております。

○吉田敬子委員 7 名ということで、南部鉄器、漆器、岩谷堂箆笥のそれぞれの事業者さんで受け入れられているということなのですからけれども、本来、これは伝統的工芸品ということで大きなくくりになっていると思うのですけれども、予算は全体がもともとそんなに大きくないと思うのですけれども、例えば県内では竹細工だったり和紙だったり、ホームスペンとか、ほかにもそういった伝統工芸というのはたくさんあると思うのですが、幅広くこれからもぜひやっていっていただきたいというのと、この 7 名の方が県内の方ということで、3 年間で、来年度で一応終了なのだと思うのですけれども、私はこういった事業こそ岩手らしい事業だと思うので、こういった形で、大体が若者だと思うのですけれども、そういった方々が岩手の技術を身につけて頑張っているというのを成果として、来年度ぜひ県として取り組んでいただきたいと思っております。

平成 26 年度で終了なのですからけれども、これは緊急雇用を使ってのものだと思うのですが、知事は来年度、若者助成というところに大きく掲げているのですけれども、私は最終的に雇用につながらないと底上げにならないと思っているので、私はこういった伝統的工芸品次世代継承事業、こういったものこそ力を入れて、若者が頑張っているよというのを県として取り上げていただきたいと思っておりますので、最後に平成 26 年度以降も含めて、今後県としてどのようにやっていくかというのを伺って終わりたいと思っております。

○佐藤産業経済交流課総括課長 伝統的工芸品次世代継承事業の平成 26 年度以降も含めた進め方ということでございますけれども、まずは現在研修されている方々が、その研修の成果を今後発揮して、技術を高めて習得できるように県としてもしっかり見守っていき

たいと思いますし、また伝統的工芸品、今南部鉄器、秀衡塗、岩谷堂箆笥で研修しているわけですが、その他の品目等での若手の育成ということ、平成26年度以降もこういった若手の後継者の育成に関しまして、県としてもどのような支援ができるかということについて、引き続き検討してまいりたいと思いますし、雇用につながるという面では、今研修という形で県から委託されておりますこの研修生の方々が、現在事業所におきまして、引き続き雇用がなされますように働きかけていきたいと考えております。

○高橋元委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第129号岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○山村経営支援課総括課長 お手元の議案（その5）、12ページをお開きください。

議案第129号岩手県信用保証協会に対する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

この条例は、被災企業の債権買い取りなど事業再生を迅速に進めるため、信用保証協会が企業の債務を免除できるように、これに伴う県の債権も放棄できることを定めているものです。便宜、配付いたしております資料により説明をさせていただきます。

1、改正の趣旨は、産業競争力強化法の施行に伴い、所要の改正をしようとするものがあります。これまで中小企業の再生支援等の措置は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法で規定されておりましたが、この法律が廃止され、新たに産業競争力強化法が制定されて、ここに改めて位置づけられたことから、この条例の関連する条項など所要の整備をするものです。なお、産業競争力強化法の概要については、資料2ページのとおりでありまして、規制改革、産業の新陳代謝などが定められており、本条例に係る地域中小企業の事業再生の支援にも取り組むこととされているものです。

資料1ページに戻っていただきまして、2、条例案の内容について御説明いたします。条例第3条第2項に権利の放棄等の対象とする事業の再生に関する計画が定められており、これらについて所要の整備を行うものです。1点目は、根拠法令が特別措置法から産業競

争力強化法になったことに伴う文言整理でございます。

2点目は、産業競争力強化法で追加された独立行政法人中小企業基盤整備機構の支援を受けて策定された計画を追加するものです。

3と4は附則についてです。3、施行期日は、産業競争力強化法が1月20日に施行されておりますので、条例は公布の日から施行しようとするものです。4、経過措置は、特別措置法を根拠に作成された計画については、条例改正後も改正前と同様に権利放棄の対象としようとするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から山田町災害復興支援事業等検証委員会報告について発言を求められておりますので、これを許します。

○桐田副部長兼商工企画室長 お手元に報告書本文と、それから概要についてという二つの資料があるかと思えます。便宜、概要についてを利用しまして御説明したいと思えます。なお、配付した概要の資料の最後の9ページに誤植がございましたので、最初に申しわけございませんが、その訂正方、お願いいたします。一番最後の9ページの3の補助事業の完了検査(2)、2行目の真ん中付近の括弧書きですが、大腸となっておりますが、台帳でございます。大変申しわけございません。

それでは、概要について御説明申し上げます。まず1ページでございます。1、委員会の設置であります。なお、括弧書きで、報告書1～7頁と書いてありますのは、報告書本文のほうの該当ページを記述してございます。

(1)は、検証委員会の設置要領を抜粋しておりますが、第1といたしまして、設置目的は、補助事業者としての県の対応を検証するとともに、事業の適切な執行管理のあり方を検討することです。次に第3として、委員会は、学識経験者2名以上及び別表に掲げる者をもって構成するとされております。別表に掲げる者とは、このページの(2)の委員名簿に記載されている8人のうち、3番目と4番目が学識経験者であります。除く6人が別

表に掲げている者でございます。なお、3人目と4人目の学識経験者の田口典男岩手大学教授は経営学が、4人目の西出順郎岩手県立大学准教授は行政学が御専門でございます。

次に、2ページをお開き願います。2ページ、(3)の委員会開催状況であります。昨年12月10日に第1回を開催し、12月中に第2回と現地調査を行っております。1月に第3回、2月に第4回、5回、6回を開催しております。この委員会の取り組みについては、現地調査における県宮古地域振興センター及び山田町からの聞き取りの場面を除いて全て公開で行い、開催結果については配付した会議資料、協議内容の会議録などを県のホームページに掲載しているところでございます。なお、2月19日の第5回と2月27日の第6回の検証委員会に諮りました報告書案について、文章表現や字句に対する修正意見をいただきましたので、委員との調整を継続して行っておりまして、昨日3月3日に完成に至ったものでございます。

次に、3ページをお願いいたします。3ページの上の2の委員会の取組みと、その下の3の検証に用いた資料であります。以後、委員会の取組みであります。検証委員会において委員が必要とする検証に必要な情報を事務局が整理して提供し、内容を説明して協議を繰り返したところです。また、現地における聞き取りと視察も検証に必要な情報を得るために行ったものであります。

資料の主なものを例示いたしますと、(1)の②の補助金交付事務、県の役割に関するものとして、アの平成23年度分と平成24年度分の補助金交付契約伺い起案文書など26点、約300ページ。ウの北海道と東北5県から協力いただき整理をした各道県比較結果、約20ページ分。エの県、町、NPO法人3者のそれぞれの役割と責任、約12ページ分であります。参考といたしまして、先ほど訂正いたしました。ウの各道県比較結果をまとめた部分の1枚を9ページに添付しているところでございます。

次に、4ページをお願いいたします。報告書のIV、補助事業者としての県の対応の検証です。1から5までの項目ごとに、同じ箱囲いの表で記述しておりますが、左側が委員会における県の対応について、委員会として確認した事実の主なポイントを記述し、右側には県の対応に関する委員会の意見の主なポイントを記述しております。

まず、1の平成23年度補助事業計画の審査であります。左側のほうが、事業計画の審査は、町から提出された個別事業計画書に記載されている内容が実施要領の規定に合致していることを確認している。右のほうですが、この審査方式は他県と比較しても標準的な方法と言えるものである。一方で、事業計画書に記載されている内容だけでは明らかにならない内訳があるので、県はそれらを把握するようにすべきではないかという意見を報告書に明記すべきであるとまとめたところであります。

次に、2の平成23年度補助事業の進捗管理であります。今回の事案の事業は、100人規模の多数の雇用創出であること、事業費が億円単位と大きいことから、県は町が委託した事業者に対しては、通常行っていない事業運営指導を「りばあねっと」に行っております。しかし、町が「りばあねっと」を指導して、「りばあねっと」が町の指導どおり実施したこ

とを町が確認したかということ、県は町から聞き取って確認するなど、さらにもう一步踏み込んだ取り組みがあれば異なる結果になった可能性がある。ただし、県が行った関係者を参集するなどの対応は、他道県と比べて踏み込んだ方法で行っているとまとめているところであります。

次に、5ページをお願いいたします。5ページの3、平成23年度補助事業の完了確認です。県と町の役割としては、町は事業受託者が実施した委託事業完了の審査を行い、県は町と締結した補助金交付契約の完了確認として、町の出納書類、その出納のために町が審査したことを前提にしながらも、町の委託事業者の支出経費の領収書も調査しております。人件費は、雇用契約書及び出勤簿等勤務状況記録並びに賃金台帳により、支払い事実、金額を確認しております。人件費以外は、経費支出内訳に記載されている内容の証拠となる領収書等を確認しています。

県は関係者を参集して、「りばあねっと」に対して完了確認に必要な資料をまとめることを指導し、町には「りばあねっと」への指導監督を徹底するように指示しているのだから、完了確認においても、その指導を確実に実施しているかどうかまで、さらにもう一步踏み込んだ取り組みがあれば異なる結果になった可能性がある。ただし、他県調査によると、金融機関の口座記録の確認を行っている団体はないなど、県の完了確認は他道県と同様の方法であり、標準的な方法で行っているとまとめているところです。

次に、同じ5ページの4、御蔵の湯であります。平成23年8月の経費内訳資料には、公衆浴場設備はリース料として計上され、財産取得に当たる経費はない。平成23年11月に御蔵山に入浴施設が整備されていると聞き、町に調査を依頼をし、平成23年12月の開所式に町から確認した結果、鉄骨等リース、人件費及び光熱水費は緊急雇用創出事業で対応と復命書に記録しております。

県が御蔵の湯について初めて把握したのは、整備途中に至ってからであり、事業計画に県の関与があったとうかがわせるものはない。県が町に示していた懸念事項は、御蔵の湯の建築材料費の支出は建設・土木事業に該当しないのかという点であり、補助対象であるとする理由を町がきちんと説明でき、県としても妥当と認め得るものであれば補助対象とするという方針のもと、町から提出された御蔵の湯に関する確認事項という文書で明確にされたので補助対象にしている。その文書の内容は、補助制度に合致しないものであるとは断定しがたい内容であり、県の対応は一概に不適切だとまでは言いがたい。一方で、「りばあねっと」の会計処理がずさんであることを指摘していたことから、県はさらに踏み込んで詳細な事情を確認することもできたのではないかという意見を報告書に明記すべきであるとまとめたところです。

次、6ページの5、平成24年度補助事業計画の審査であります。町から提出された平成24年度に継続実施するという事業計画書を実施要領及び交付要領で定める条件に合致しているかを確認するという通常の手続を経て、町に3月23日に内定通知をしている。その内定通知の直前の3月16日に、町に対して「りばあねっと」への指導の徹底を指示したと

記録した復命書には、平成24年度事業の中止の必要性については触れられていない。

次年度の事業計画の審査に当たって、実施要領及び交付要領等で定める条件に合致しているか確認する手続は、他道県においても同様であり、県は標準的な方法で行っている。しかし、「りばぁねっと」の会計処理を指導していた事実から、他の事業と同じような審査方法のままであったことには、今後に向けて検討の余地がある。県と町は、情報を共有しながら、役割に応じて取り組む必要があり、平成24年度事業計画審査に当たって何らかの指導を行うよう努める必要があったとまとめたところです。

次に、同じ6ページのV、緊急雇用創出事業の適切な執行のあり方です。これまでの委員会の意見の視点は、今回の事案は通常への対応のみではなく、一歩踏み込んだ対応が必要ではなかったかというものであります。その視点のもとで委員会の意見のポイントは、関係者が役割と責任を明確にして、適正な事業実施の確保のため対応すべき。関係者が相談、情報共有して適正な事業実施の確保に取り組むべきというものであります。

また、提言の実行に当たっては、現場の意見も聞き、実効性のある仕組みにしていくことが必要であるというものであります。

次の7ページにまいりまして、新たな仕組みづくりの提言であります。一つ目の項目は、県、市町村、事業受託者の接点についてであります。通常への処理よりも一歩踏み込むためには、県と市町村は役割と責任を明確に認識した上で、それを全うするためお互いの接点を認識する必要があるとした上で、県は市町村と事業受託者に対して主体的な指導監督を行い、その結果を報告するよう求め、そうすることで県は市町村の取り組み状況を確認する。県は、市町村から協力要請を受けた場合は、市町村が行う指揮監督を補完、強化するために、市町村の主体性を尊重して協力する。県は、市町村から情報収集して、市町村と事業受託者間のコミュニケーション確保に必要な取り組みの実現を市町村と相談して支援するというものであります。

二つ目の項目は、(1)、通常への処理における新たな視点による取り組みです。①から⑤までの五つの提言であります。①は、市町村の緊急雇用創出事業の総括的な部署だけではなく、その補助制度を実際に活用する事業実施担当部署の職員向けの制度説明会を県が毎年行う。②は、事業実施主体の市町村は、事業計画の経費の内訳、支出額の必要性、妥当性について説明責任を果たすためにしっかりと確認する。③は、県は事業計画チェックリストを市町村に示し、市町村はチェックリストに沿ってみずから確認し、県は市町村と同一の項目を県の視点で確認する。④は、委託事業は年2回以上の中間検査を行うよう既に通知しておりますが、しっかりと取り組んで、不適切な事案を早期に発見して有効な対応を行うこととする。⑤は、県は完了確認すべき書類と項目のチェックリストを市町村に提供することで、県全体の精度を高めるというものであります。

三つ目の項目は、(2)、特別なケースの場合の仕組みの例であります。①から④までの四つの提言であります。①は、特別なケースの例として、次の場合を挙げております。事業規模が大きい、受託者の財務規模に比べて事業費が多額。人件費以外の経費が事業の2分

の1に近い。事業費が大幅に増加している。それら数値的なものだけではなくて、事業の管理・運営体制が不適切と認識した場合などです。②は、①で挙げられた特別なケースにおいて、市町村みずからが説明責任を果たせるよう事業計画を精査する。県も市町村の取り組みをヒアリングするなどして、個別具体的な内容の根拠を確認する。③は、中間検査を完了確認に準じて行い、最終の完了確認精度を高めることにより、事業受託者の会計処理能力のチェックと改善指導にも効果がある。④は、特別なケースの場合は、県は市町村の完了検査結果を再確認することで、不適切な内容がある場合は発見の可能性を高めるというものであります。

最後に、8ページのVI、総括であります。この総括の記述は、委員からの意見を整理して、委員会としての総括的な意見を取りまとめたものであります。

最初の35ページの記述として、震災津波による被災直後の町の人々の暮らしや生活維持改善を最優先事項として緊急雇用創出事業に県や町が取り組んだことは適切な判断だった。その緊急雇用創出事業に取り組む中、県が町の今回の事業に関して取り組んだ対応は、実施要領Q&A、交付要領、交付契約書等に基づき行っており、通常の処理としては適切であった。一方、県はこのような事案が発生したことについて、重く受けとめるべきである。

真ん中の36ページの記述ですが、県は、緊急雇用創出事業の適切な執行管理のため、市町村委託事業の場合の県のかかわり方を見直す必要がある。県は、そのかかわり方を見直すに当たっては、市町村の主体性を尊重する緊急雇用創出事業の柔軟な企画を尊重する、そういう考え方のもとで、事業の円滑な執行を妨げるような過度の事務処理上の負担を課すことを避ける。市町村の独立性を損なうような過剰な関与を避ける。そのようなことに留意をして、補助事業の執行を適切に指導するという県の責務を果たすべきである。県、市町村事業受託者の3者が情報共有し、相互の連携協力を確保すべきである。最後の項目といたしまして、県は、補助事業制度の適切な運用に対して十分な注意を払い、補助事業の適切な実行に懸念が感じられる情報を得た場合の機会を生かすために、通常の対応とは異なる対応の仕組みを整理し、事業の適切な執行を確保することが県の役割と責任であるとまとめたところであります。

以上で、報告書の概要についての説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○高橋元委員長 ただいまの報告に対し、質疑も含め、この際何かありませんか。

○神崎浩之委員 まず、この報告書は完成版であるのかどうか1点であります。

それから、2点目なのですが、検証委員会はまだ解散されているのか。それから、この検証委員会ではありますが、メンバーが載っておりますが、その目的が県の対応を検証するというふうな目的がありながら、委員構成が県の職員ばかりではないのかと。これでは、外部の適切な検証にはならないのではないかというふうな感じもしております。まず、この点についてお聞きします。

○桐田副部長兼商工企画室長 まず、完成版かということですが、完成版でございます。

それから、委員会を解散しているかということですが、解散しておりませんが、次回の

開催計画は立ててはおりません。

メンバーについてであります。メンバー8人のうち、先ほどの概要版の1の委員名簿のところでお示しいたしましたが、商工労働観光部職員は委員長と副委員長の2人でありまして、そのほかは総務部の人事課、法務学事課、政策地域部の市町村課、出納局の指導審査課の職員でありまして、それぞれの専門分野から厳しい御意見をいただいて検証してまいりましたということと、先ほど申し上げましたように、公開で行いながら、県のホームページでも会議資料、会議録も公開しており、真剣な検証が行われたものと考えております。

○**神崎浩之委員** 確かに県の職員でも厳しい意見をされている方もおられました。であります。やはり目的からすれば、県の職員というふうなことからすれば、なれ合いではないかという印象も受けるわけでありまして。何かそういう習わしがあるのでしょうか。内部の検証委員会をつくるというふうなことで、そういう前例なり、習わし等があれば教えていただきたいと思っております。

それから、今回、けさ配付されているわけなのですが、2月定例会に間に合ったような間に合っていないような気がしております。これは、補正なり予算なり決算の問題ではなくて、決算の不認定の大きなきっかけになったことでありまして、今後この報告書と、皆さんの検証、それから我々議会との関係をどういうふうに持っていくのかということをお聞きしたいと思っております。

これから皆さん方も検証しなければならぬですね。我々議会も検証しなければならぬわけなのですけれども、今回この報告書を常任委員会に報告、説明をいただきました。ただ、全議員に配付されているわけでありまして、こういう大きな課題について、当局は議会に対してどういう進め方でこれから検証を、議会との関係の中で進めていこうとお考えなのかお尋ねいたします。

○**桐田副部長兼商工企画室長** 委員構成について参考にいたしましたのは、農林水産部が事業の積算を誤った際の検証の活動に習ったものでございます。委員が職員と外部委員というふうな構成でございました。

それから、この報告書についての議会への対応のこととありますが、先ほども申し上げましたように、委員との意見が、いろいろと調整に時間を要したことから、きのうで上がったということとあります。それにつきましては、委員会の運営方法について反省すべき点があったのではないかと御指摘は承りたいと思っております。

あときょうの常任委員会におきまして御説明申し上げましたのは、先ほど補正予算案を御審議いただいたところとありますが、山田町からのこの事案に関する返還金を予算計上しておりましたので、そのことから当常任委員会において御説明したところでございます。なお、今申し上げましたように、きのう完成した報告書でございますので、速やかに議員の皆様にお配りしたということで、けさ全議員の方々に配付したところでございます。

○**神崎浩之委員** 今後全議員にはどういうふうな対応をとって説明なりの機会を設ける

予定であるのか、お聞きしたいと思います。

それから、ちょっと中身に入っていくのですが、この報告書の本編がありますよね。この報告書の18ページに、平成23年12月28日、それから平成24年3月16日に宮古地域振興センターが通常は行っていない事業運営について指導したというふうな記述がされております。我々も委員会の中で、その復命書のコピーをいただいて、見て驚いたわけですが、いざいざけれども、何だ、あのときああいう指摘をしているのではないかとということで、もしも平成23年度の県の指導が徹底されていれば、平成24年度、ああいう事業が進まなかったのではないかと意見も出されております。そこで、ここは簡単にその報告がまとめられていますけれども、もう少し委員会の中で、このあたりが詳しく説明されたのではないかなと思っているのですが、18ページにも簡単に書いてありますが、これは結構大きなポイントだったと思うのですが、このときの議論、審議について、もう少し詳しく説明をいただきたい。

○**桐田副部長兼商工企画室長** お答えについて、まず18、19ページの復命に記載したように、一旦指導したのに、それが生かされなかったのではないかとこの委員会における協議状況であります。この委員会におきまして、17ページから始まる進捗管理、それから次の23ページからの御蔵の湯、そういった点が委員の皆様方から、県職員は12月と3月にここまで指摘をしながら、一体何でその先まで進めなかったのかということが議論として出てまいりました。それから、御紹介すると、プラスして、そういった途中経過に怪しいものが出てきたと指導するぐらいなら、一番最初の事業計画のところで十分な審査をするべきではなかったのかという点が委員の皆様方から、さまざまな角度から意見をいただいたので、報告書の作成もそういった調整に時間を要したというところでございます。

確かに、文章の量とすれば十分ではないのかもしれませんが、この点につきましては委員会の中で本当に厳しく御意見をいただきました。それが、先ほど概要書の6ページ、今後の適切な執行管理のあり方のVの一番上で、委員会の6回の会合を通した大きな視点が、一步踏み込んだ対応が必要だったのではないかと。そういうことがあれば、別な結果に至った可能性があるのではないかと。そういうことがあれば、別な結果に至った可能性があるのではないかと。委員会の委員のおおむねの意見だったと認識しております。そういった意味では、県の対応については、標準的な対応だったというふうには記述しておりますけれども、もう一步踏み込まなかったことについては厳しく御意見をいただいたものだと思っております。

なお、冒頭の全議員への説明についてであります。現時点では考えていないということでございます。

○**神崎浩之委員** 全体、桐田副部長がおっしゃったとおりだと思いますよね。ああいうふうな不備なのが指摘されたにもかかわらず、それで終わっていると。もう少し踏み込めばよかった、でも県には瑕疵がないというふうなことなのですよ。随所に、県としても通常より一步踏み込んだ対応をしていた、通常よりも踏み込んだ対応をしていたのだ、山

形県以外はやっていないようなこともやっていたのだというふうなことが見られるのですけれども、結局一步踏み込んだ対応をしていますが、最後まで確認しなければ意味がないですよね。なぜ平成23年の12月、領収書がないとか、国のお金が入っているのだから、これに対応できるような証拠書類を整備しておけよと言っているのですから、なぜ最後まで確認をしてあげなかったのかというふうなことを思うわけなのですけれども、その点について。

それから最後に、1個1個検証すればこういうふうなものだと思うのですけれども、みんながおかしいと感じているのに、何でこれが進んでいったのかなということ部長にお聞きしたいと思うのですけれども。町民の皆さんも、役場の人も、県の人、議会の議員も、飲食店の人も、地域の中で、何かおかしいのではないかなというふうに思っていたらしい。だけれども、何でこういうふうなことが行われていったのかなというふうに不思議に思うところがあります。その点について、1個1個はいいですけれども、なぜみんながおかしいと思っていたにもかかわらず、こういうふうなことが行われたのかということについて部長から答弁を求めます。

○橋本商工労働観光部長 山田町の緊急雇用創出事業において、かかる事案をなぜとめられなかったのかということですが、まず一つには、東日本大震災発災直後の極めて混乱した状況下の中で事業が開始されたということが背景としてあると思います。それから、もう一つは、町とNPO法人が委託契約をする際に当たって、委託契約の当事者の適格性について、しっかりと判断すべきときに、それを欠く部分があり、契約を結び、遂行していったと。

それから、その後におけるNPO法人の事業の執行状況について、通常とは異なる事業の進め方をしているのではないかと疑問を持つに至った方が、恐らくある程度おられたのではないかと思います。その部分をとめられなかったのは、やはり当初、人命救助に当たっていただいたということに対する思いが、直接NPO法人の運営に口を差し挟むような状況ができにくい環境になっていたのではないかと。それと、さらに申し上げますと、契約当事者、あるいは受託者としての主体的な本事業に対する理解、意識といいますか、そういったものが、やはり欠ける部分があったのではないかとというふうに思います。

それから、県といたしましても、そういうさまざまな状況を確認できた可能性があったのではないかと、さらにもう一步踏み込んだ対応をすることによって、こういう事態まで発展しなくても済む事案ではなかったかというのが検証の報告書でも御指摘されているとおりでございます。そういったお互い主体的に関係者が情報をしっかりと共有しながら、おかしいことはおかしいと、毅然としてお互いに申し述べ合う関係が構築できないまま事業が進んでいった結果であるというふうに考えておるところであります。

○飯澤匡委員 まず最初に、冒頭にこの検証委員会を設置するということを決めて、数回にわたり検証作業をされた。この前提といいますか、この作業に当たるということにかかったことについては、医療局の花泉診療センターのお手盛りの検証報告よりは1歩か

4分の1歩ぐらい進んだかなというような印象は、私は持っております。しかしながら、ここから大事なところですが、農林水産部を参考にしたと言いましたが、本事案は、後ほど刑事事件にも発展して、社会的にも復興に対するイメージを大きく損ねたということを考えれば、これは結果論だけではなくて、真に第三者的な委員を半数は持って、岩手県の責務として、しっかりあるべき姿というのを浮き彫りにしなければならないと、私はそういう使命があったのだと思うのですけれども、先ほど神崎委員からも、県職員が半数を占める中で、本当に真に県の責務を追究できる組織として妥当であったのかどうか、これは問われるのだろうと思います。その点をどのように留意して、この検証委員会のメンバー構成を設置されたのか、これについてまずお聞きしたいと思います。

それから、検証委員会のこれがもう完成物だということになりましたので、我々議会としては、これについては、あとは経過を聞くしかないです。ですから、今後どのようにしていくか。あと議会の判断として、この検証結果をどのように評価するかというのは、ある程度といいますか、この常任委員会に報告するだけではなくて、これは議会として、執行部に対する要請になるかと思っておりますけれども、これはアクションを起こさなければならないと私は個人的には思っております。

後段の部分は意見ですから、前段部分の委員の構成について、事件の重大さに鑑みて、どのような基本的な考え方でこの検証委員会を設置したのか、改めてお聞きします。

○**桐田副部長兼商工企画室長** 恐れ入りますが、概要版の1ページ目を改めて利用して御説明したいと思います。委員名簿の、学識経験者の下の総務部からのいわゆる内部の職員であるという県職員の属性であります。人事課の組織行革担当課長ということで、事務改善の面から意見をもらうという趣旨でございます。それから、次の法務学事課の特命課長は、弁護士資格のある職員でありますので、そういった法的な面からの検証を期待したところでもあります。次の市町村課の課長であります。市町村の事務、あるいは県と市町村との関係ということがございましたので、そういった面からの意見をもらうということでございます。次の出納局の指導審査課長は、今回行った会計事務などについて、あるいは今後の改善策などについて検証してもらおうということで委員として構成したものであります。

私どもといたしましては、県職員を仲間うちとして選んだということではなく、むしろ県職員の中でも第三者的な業務の視点から意見をいただくということで厳選して選んだという考え方でございます。

○**飯澤匡委員** 検証委員会が終盤に差しかかって、マスコミの報道も随分出てきましたが、括弧書きで、会議が終わった後の取材だと思うのですけれども、なかなか素直に言い出しにくい環境にあるというような記事もあったと記憶しておりますけれども、それが結局は本音の部分であったと思うし、さっきの質問には全く答えていないと思うのだけれども、事件の重大さに鑑みて、やはり県民目線で県庁の職務というものを、同じ行政の中の庁内で働いている者が監視をするということですから、これはなかなか社内でも言いづらい。民

間会社でも、例えばこのような検証委員会をやっても、部内で、社内の中でやるということであれば、これは社会的には、こういう重大事件が起こったときに、では社内でやった人たちが検証委員会を立ち上げて、こういう結果になりましたと。それが社会的に信用されるかどうかということになると思うのですが、この点についてはどのような考察をしたのか。私は、自然に考えてそう思うのですけれども、それはどういう考察をしたのか、しっかり答えていただきたいと思います。

○**桐田副部長兼商工企画室長** おっしゃるように同じ県職員だということで、検証の意見の中に遠慮があるのか、そういった懸念が生じるのではないかとということであれば、それはあろうかと思えます。ただ、学識経験者お二人の発言も、そういう中において、県民目線から厳しい御意見をいただいております。

それから、先ほども申し上げましたように、会議は全て公開いたしておりますので、県職員だから仲間うちでかばおうというような、そういったことがもし仮にあらうとしても、そういった面では公開されているということは一定の制限がかかっているのではないかと思いますし、実際発言の状況を見ますと、遠慮のない発言だったというふうに認識しております。

なお、問題の重大性については、検証委員会を設置するに当たっての当部の考え方は、重大な決意として検証委員会を設置したということであり、そういった決意のもとに学識経験者を加えた公開の場での検証委員会の運営ということで取り組んできたところでございます。

○**飯澤匡委員** いずれ議会としては、執行部の監視という目から、我々に与えられた権能の中で、こういうものについては一切口は差し込めないわけです。今後こういういろんな検証委員会ができる場合に、果たしてこういうものでいいのかどうかということは、今後逆に議会のほうで検証しなければならないことだと思うし、さっきの話に戻りますが、同じ県職員の仲間うちであれば、逆に都合の悪いことは言わないということも想定しなければならないですね。私は公開したものを全部見ているわけではありませんけれども、もう一步踏み込んで、こうしたらどうかというような個人的な意見を持っている人もいるかもしれないけれども、その場面でちゅうちょして言わないと。これは、では県民利益にかなうのかということになりますが、その点について、検証委員会のメンバーの構成については、私はやっぱり納得しかねる部分があると、個人的にはそう思っております。

○**高橋元委員長** 飯澤委員の質問の途中ではありますが、この際昼食のため午後1時まで休憩をいたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**高橋元委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**飯澤匡委員** 先ほど構成メンバーについては、これは後ほどの議会でもさまざまな提言をさせていきたいと。これを執行部はどうとるかとはまた別の話ですけども、そういうふ

うには思っております。

次に、県議会としても議論が大分白熱をした今回のこの事業に対する県の関与の一番の焦点は、御蔵の湯の事業について、その責任について、どのような関与があったのかというのが焦点になったと、検証委員会の中で議論があったとされていますが、一委員からは、県の責任は、これはもう回避できないだろうというような意見があったけれども、結果的にこれについては一概に不適切であるとは言いがたいというような結論になりました。その経過、なぜこういう結論に達したのか、その根拠についてお伺いしたいと思います。

○**桐田副部長兼商工企画室長** 御蔵の湯につきましては、先ほど答弁申し上げましたとおり、委員の間でも関心の高い中心的な部分でありました。お手元にお配りしております最終版の25ページにおきまして、今委員からお話があったように、県の対応は一概に不適切であるとまでは言いがたいという記述となっております。この前の事務局案は、県の対応は不適切であるとまでは言えないというような文章でありましたが、委員から、それではやはり不十分だ、表現として言い切れていないという意見がございましたので、こういう形になったところです。

24ページに委員会の意見という文章がありますが、委員からの意見の最初の段落の最後の部分で、御蔵の湯の事業計画について県の関与があったとうかがわせるものはないという部分と、それから次の段落の最後で、御蔵の湯整備に関する確認事項という文章で、次の事項が明確にされたため補助対象にしているということでありました。当時の県と山田町との関係の中で、この文書によって県は補助対象にしたということは、委員の間でも納得が得られたということですが、ただこの山田町が提出した御蔵の湯整備に関する確認事項という文書の中身と、それから実際に目の前にある御蔵の湯なるものを見比べた場合に、県においても、もう一步踏み込んだ対応を考えられるという意見が委員の間でもやりとりされたところでもあります。

したがって、25ページの委員の御指摘がありました、一概に不適切だとまでは言いがたいという前の2行ではありますが、山田町が提出した説明については、補助制度に合致しないものであるとは断定しがたい内容であったと。その記述内容が全く成立し得ないものではなかったということ踏まえると、一概に不適切だとまでは言いがたいということでもあります。ただ、次の段落の、しかしの文脈のところ、「りばぁねっと」の会計処理がずさんであると指摘していたことから、県はさらに踏み込んで、より詳細な事情を確認することもできたのではないかという意見について、そうではないというふうな反対意見もなかったことから、このような意見もあったという部分を記述して、こういった報告書にすることについて委員から御了解を得たということでもあります。

○**飯澤匡委員** よくわかったような、わからないような状況ではありますが、この件については、また後ほど触れますが、県議会が指摘をした、リースであれば県としては取得物件ではないのでオーケーだというようなことで、御蔵の湯については進めておったのですが、リース会社も含めて、リース物件をしっかりと県が監督責任する、そこが大きな、重要な

ポイントではなかったかと私も指摘をさせていただいたのですが、この件について検証委員会では何か議論があったのでしょうか。この点は、リース会社という名前だけではなくて、その実態についても、これは調査をすると、ここまでは県がしっかり調査をする必要があるというような意味を込めて、決算特別委員会でもかなりの時間を費やして私も質問したわけですが、その辺は検証委員会ではどのような議論をされたのか、教えていただきたいと思います。

○**桐田副部長兼商工企画室長** 御蔵の湯の事実関係の検証の中において、県はなぜ御蔵の湯を補助対象外にしたのかという、そういった説明をする際に、結果として、今申し上げましたような山田町が出してこられた説明書と違った状態だったことがわかったので、補助対象にしたと、そういう事実関係については委員の間でも御理解をいただきました。ただ、今おっしゃられたように、なぜそれがそのときには気づけなかったのかという意見はありましたが、くどいようですが、先ほどの文章にありましたように、補助制度に合致しないものであるとは断定しがたいというふうに委員の間で理解をされて、気づけなかったことはいたし方ないが、だからといって県の対応がそのまま不適切でないとは言えないという、そういうことでありました。

○**飯澤匡委員** だから、議会が指摘をして、これが不認定の一つの大きな要因になったと。そこがみそなのです。そこで、最後の総括のところ、県、NPO法人、町、三者一体となってこの事業については進めるべきであったと。総括ではそう言いながら、実際問題県の責務については、補助事業者と補助金を支給する側と、その責任をあえて総括で言っているのは別の次元で、単に監督責任だということの範囲を限定している、——これは検証委員会では何か非常に物事を矮小化して、全体像を、ここまで進展した大きな事件を、どこまで県の責任があるのかというのを回避している内容だと言わざるを得ないと思います。

今はもう検証結果が出た中で、今さらどうこう言って変更するわけにはいかないので、その点については今の答弁を聞いていても、これは不十分であったと私は言わざるを得ないというふうに思います。

今後です。決算特別委員会でも審議をされた内容でありますから、神崎委員も言っておりましたが、これは議会全体として、さらにこの検証委員会を設置すると決算特別委員会で部長が明言をして、それを了として事が進んだと。本日の常任委員会の中で報告をいただいているということですから、これはもう一回決算特別委員会と同様の、大体議員全員を対象としたものに返さなくてはならないというふうに私は思っておりますので、副部長は、きょうの常任委員会等の報告でよしとするような発言でありましたが、私はそういうふうにはならないと思いますし、今後検証の構成メンバー、それから物事を、今回の全体像を、本当に反省を生かした次の県政の教訓として、——余り起きてほしくはないけれども、このような検証委員会を立ち上げる場合に、私はこのままではいかぬと思うし、そういう意味においては、議会の対応について行政側もちゃんと応えるべきだと思いますけれ

ども、その点について、部長の見解を聞きたいと思います。

○**橋本商工労働観光部長** 本検証委員会の設置に当たりましては、当委員会での質疑、さらには委員から御指摘のあったとおり、決算特別委員会の中で、私が検証委員会を設置し、県の関与について検証してまいりますというふうにお答えをした経緯がございます。そして、その際にも委員構成等について、及川あつし決算特別委員会委員から、どういうメンバーで構成して検証するのかなというふうな御質問もいただき、県としての考え方について御説明もした経緯もあって、それで御了解をいただいてスタートしたというふうに私どもは捉えているわけがございますし、また今議会までに報告をするということで、執行部としては説明、報告をする機会、まずはこの当委員会において報告、説明をし、質疑をしていただくということが適切ではないかというふうに判断をしているところでございます。

この検証委員会をめぐって、一つには、県の対応はどうであったのかということ、県として説明責任を果たすプロセスの一つでもあるということ、私はこの検証委員会の意味づけとして持たせつつ、さらに外部の有識者も加えて、公平な、客観的な視点も取り入れながら進めていくというふうな考え、設けたものでございます。私どもとしては、この委員会においてしっかりと議論をしていただくということで、そういう責任を果たしていきたいというふうな考えておるところでございますけれども、委員からいただいた御意見等については議会としての御意見ということで受けとめさせていただいて、今後については、その状況を見きわめながら対応を検討してまいりたいと思います。

○**飯澤匡委員** 最後にします。その前のやりとりの中で、不適切であるとまでは言いがたいであるとか、非常に県の結果責任については曖昧なままの記述になっているわけであり、もう一步踏み込んだほうがよかったであるとか、どうも検証結果としては、果たしてどうなのかなというふうな思いを私は持ちますが、最終的に県の結果責任はどうだったのかということ、この検証委員会ではどのように収束をされたのか、それを一言で言いあらわしていただきたい。

それから、山田町の第三者委員会で、検証委員会で行ったものとかかなり乖離している部分がある。このギャップについては、県はどのような考えを持っているのか。県はこれでいいのだと、全体像をつかむまでに責任を持っていけなかったということについて、私はそう思っていますけれども、どのような所感をお持ちなのか、これを最後に聞いて終わります。

○**桐田副部長兼商工企画室長** 検証委員会としての県の対応についての総括的な意見につきましては、36ページの2段落目の一番最後に、補助事業の執行を適切に指導するという県の責務を果たすべきであるというのと、最後の段落であります、事業の適切な執行を確保することが、県の役割と責任であるというふうな記述されているところでございます。

それから、山田町の第三者委員会とのギャップというお話でありましたが、山田町においては、山田町の取り組みについて議論された成果だと思われまして、私どもは県の対応

及び今後の補助事業の適切な執行のあり方という二つの点で検証いたしましたので、もし違いがあるとすれば、そういった視点の違いだろうとは思っております。

○小西和子委員 ちょっとダブる内容もありますけれども、質問させていただきます。先ほど部長がおっしゃいましたけれども、集中審査を行って検証委員会を立ち上げることになったというふうに認識しております。やはり商工文教委員だけではなくて、全議員に説明する場を設けるべきではないのかなということがまず一つあります。

それから、及川あつし委員に、構成メンバーについては答えていたというようなお話でしたが、やっぱり検証委員の構成というのは県職員がほとんどということで、報告書を見ても身内に甘いというふうに言われても仕方がないのかなという部分が見えます。その中で、菊池優太法務学事課特命課長ですけれども、その方がいろんな意見を述べておりますけれども、この方はいつから県職員として働いているのですか。まず、そのことを伺いいたします。大体でいいです、去年からとか。

○桐田副部長兼商工企画室長 平成24年度からではないかと記憶しております。

○小西和子委員 それはどのような理由からなのか、おわかりであればお答え願います。

○桐田副部長兼商工企画室長 県において、放射線の影響対策において法律的な専門知識が必要だということで、公募した上で、何度か採用がうまくいかなかったのを経て、菊池特命課長に決まったというふうに記憶しております。

○小西和子委員 法的な、司法の力をかりるといような、そういう案件があったことに対応するためというふうに捉えてよろしいわけですね。この特命課長は、2月19日の第5回検証委員会での検証報告書、本来であればこれで報告書としたいということで提出したと思いますけれども、その内容を認めるわけにはいかないというふうに異議を唱えたというふうなマスコミ報道を見たわけですが、改めまして、2月19日と今回の報告書で修正した内容というのはどこなのかお伺いしたいと思います。

○桐田副部長兼商工企画室長 2月27日、第6回の検証委員会において、前回の、今委員からお話があった19日と、どういう点が変わったかというのを整理した資料をお出ししながら議論したわけですが、主な点につきましては、御蔵の湯の部分につきましては、不適切とまでは言えないという部分について、県の判断は不適切とは言えないという記述については、多くの委員から、これで本当がいいのかという意見が出ました。したがって、御蔵の湯の部分につきましては、大きく書き直したところであります。書き直した結果、県の対応は一概に不適切だとまでは言いがたいという言い方が大きく変えた部分であります。

それから、県の責任についてという議論もありましたので、2月19日の第5回の総括の部には記述がありませんでしたが、第6回の記述においては、県は緊急雇用創出事業として行われた事業でこのような事案が発生したことについて重く受けとめるべきであるという記述を、委員からの示唆もありまして、書き加えたところであります。大きなポイントは以上のところだと思っております。

○**小西和子委員** もしも菊池委員が発言しなければ、19日の報告書で終わっていたかもしれないということになるわけですが、今回のこともですし、たびたび司法の力が必要だということが、これまでもさまざまな問題が起きて、あったのだと思います。弁護士会の方々からも話があるのですけれども、やはり県はもう少し弁護士資格のある方を職員として雇って行って、それに対応すべきではないかといった話があります。これは商工労働観光部というより総務部になると思うのですけれども。そして、この問題を検証していく過程で、弁護士資格のある職員の働きというのが大きかったなと思えるような、そのような過程がありましたら聞かせていただきたいです。

○**桐田副部長兼商工企画室長** 今回のメンバーで、いわゆる県職員というメンバーの中で、菊池特命課長は弁護士資格を持っているという意味では、我々もこの委員の発言などについては期待を持っていたところでありました。したがって、そのような意見が出てきたことについては歓迎すべきことだというふうに認識しております。

それから、菊池委員の発言がなかりせばというお話がありましたが、外部委員からも、第5回の中でお示しした報告書案の文章表現につきましては、やはり文章にしたことによって、委員会でどう検証したかという内容が県民の皆様方にどのように受けとめられるかという新しい視点でもって吟味していただきました。そういう意味では菊池委員だけではなく委員の多くが、このままではよくないというのが大勢だったと私は感じております。

したがって、意見は4回までさまざまな角度で伺って、委員同士でも意見交換はあったわけですが、やはり文章にしたことによって、その発信する意味について吟味していただいた結果が、第5回と第6回と、しかも第6回が終わった後も、さまざまな修正意見が事務局に届いたりしましたので、3日に完成に至ったということだと考えております。

○**小西和子委員** 菊池特命課長さんは、県職員になって、日が本当に浅いということですから、外部委員と同じような距離で話ができただけかなというふうに思います。今のお話を伺っても、県民にしっかりと受けとめてもらうにはこういう表現の仕方ではまずいのではないかと指摘された方というのは外部委員の方々ということですので、やはり構成メンバーについては、もう二度とあってはならないことですが、今回の反省を踏まえて検討していただければと思います。

私の知り合いに山田町出身の方がいらっしやいまして、美容院をしているのですけれども、被災地のためにカンパをとるのを置いておきまして、定期的にそれを持って山田町に行っている。そうしたら、この問題が起きたときに、全国ニュースでこんなことを報道されて本当に恥ずかしいと。山田町はとってもいい町なのだけれども、こんなことで誤解されるというのは腹が立つと、そういうふうにおっしゃっておいりました。ぜひ、そういう思いの県民に対しても、このように検証しましたよと胸を張って言えるようなものを示していただきたいと思っておりますし、今後このような問題を起こさないために、どのような思いであるか、部長に決意をお伺いいたします。

○**橋本商工労働観光部長** 小西委員から御指摘がありましたこの事案については、山田町

の町民の皆様方も大変傷つく、あるいは復興を進めていく上で非常に障害になっている部分があるというふうに認識をしているところでございます。私たちは、この検証報告書をもとにいたしまして、今後報告書で指摘をされている、あるいは県の責務の今後の果たすべき点について、きちっとそれを踏まえまして、例えば補助事業を市町村に対して行う、それを委託事業として実施をするというようなプロセスの事業のあり方についても、全庁的な改善、見直しの視点というものを関係する部局とも協議をしながら、この検証の報告を生かしていきたいというふうに思っております、二度とこういう事案の起こることのないような方策と手だてを講じてまいりたいというふうに考えております。

○**桐田副部長兼商工企画室長** 菊池優太特命課長の採用時期について、再度説明させていただきます。平成25年1月1日から現職でありまして、平成24年12月までは弁護士として登録して活動しておりました。

○**斉藤信委員** まず最初に、私これを読んでがっかりしました。これでは県民の理解は得られませんよ、こんな内容では。ちょっと立ち入って具体的にお聞きします。これは県議会の審査も踏まえていない。

まず最初に、御蔵の湯の建設を認めたのは間違いではなかったなんていう、こんな検証はないですよ。最終的にどうなりましたか。あれは建設工事だと、こういうふうになっているのですよ。いいですか、これは議会でも私は明らかにしたのだけれども、当初無料入浴施設というのは、いわば1,000万円の費用でやろうとした計画だったのです。それが材料費だけで4,000万円、リース料を含めれば6,000万円を超えているのです。当初の計画と全然違ったものがつくられたのです。だから平成23年11月15日に宮古地域振興センターの職員は、これは建設事業なのかと、雇用対策事業なのかと、びっくりして言ったのです。このときに現場写真をしっかり撮っていれば、それで物事はすぐ解決したと思いますよ。工事の看板を見たらすぐにわかるのだから。

大体あれだけの建物で、あの骨材が材料費、そして組み立ては組立費、そしてオールブリッジという実体のないところのリース物件だと。こんなのは調べたらすぐにわかることではないですか。何も調べないで、異常は感じたけれども見過ごしたというのが実態ではないですか。御蔵の湯について、材料費、リース物件なら認められるなんということが間違いだったのではないですか、それが。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 11月半ばに当時の担当者が疑問を感じて、山田町に確認の依頼の連絡をしております。今回の検証でも出ておりますとおり、そういった疑問点をさらにもう一歩なり、二歩、三歩と踏み込んでかかわっていくべきだったということは、今回の反省を踏まえれば、今後に向けて十分我々も考えていかなければならないことであろうと思います。

ただ、補助事業だ、補助対象だと認めたこと自体につきましては、この報告書の24ページにも書かれておりますけれども、山田町から説明を受けたこと、その内容自体は補助事業の要件に該当するものであったために、それはそれで認めたという結果でございます、

最終的にこの事件が表に出てからいろいろなことを究明する中では、その説明と実際は異なっていた事実が判明してまいりましたけれども、当時の状況としては、その判断は、ここに書いていますが、一概に不適切であるとまでは言いがたい判断ではなかったかと考えております。

○**斉藤信委員** 24ページの御蔵の湯整備に関する確認事項、これはいつつくったのですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 山田町からは、平成24年5月7日に回答を受けているものでございます。

○**斉藤信委員** だったら確認事項に基づいて認めたのではないのではないのですか。いいですか、大体できてから、完了検査のときにこういう確認事項をつくったということでしょう。平成24年5月ですよ。いいですか、確認事項に基づいて認めたのではないのですよ。大体この確認事項で点検したら、当てはまらないのだから。御蔵の湯はリース物件、その組み立てには専門性を要することから業者に依頼して組み立て作業を行った。その特殊性から、組み立て、解体、完了までがリース経費の範疇に入る。何がリースなのですか、何が材料費なのですか、教えてください。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** リースの対象は、鉄骨と骨材がリースの対象であると聞いております。

○**寺本雇用対策・労働室長** こちらは誤解があると思って御説明したいのですが、この文書は、平成24年の4月に疑問を持って、それを認めるか認めないか、要するに最後のところで決めたときの判断の資料ということで、あらかじめ決めたものではないということは事実でございます。またもう一つ、今リースについてお話がありましたけれども、3に本件と書いてあります。御蔵の湯の材料費はというのがありまして、これは当時リースそのものについては認めるということで、県は疑問を呈しておらないものでありまして、材料費の中に組み立て部分がある、組立費が入っているのではないか、それが建築に当たるかどうかということで、これを調べているものでございまして、今現在考えているものと、当時見ているものは違うということも御理解いただきたいと思えます。

○**斉藤信委員** この無料入浴施設というのは、平成23年8月の段階で1,000万円というのが出てきたのです。しかし、実際つくられたのは1,000万円ではなかったのです。だったら、当初の計画と違うということにあなた方は気づいて、調べなければだめだった。平成23年度中に払っただけで6,000万円を超えているのです。そして、骨材と組み立てがリースだと。誰のリースなのですか。それを調べなければだめではないですか。そういうことも調べないで建設工事かどうか、建設工事ではないなんて誰が判断したのですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 御指摘のとおり、平成23年8月に出された事業計画書には、御蔵の湯リース料として、公衆浴場リース費という形で、1,000万円の計上ございました。最終的にリース費と材料費を加えると6,500万円ほどの金額となっておりますから、その後の事業計画書の変更を踏まえても、その違いというところに本来気づくべきではありましたが、そこについては、でき上がったものについて、山田町から報

告のあった内容について補助対象として要件を満たすものかどうかという判断で見たということでございます。

○**斉藤信委員** リース会社はどうなったの。実体があったのか調べたら、そこで終わったのだよ、この事件は。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** リース会社について、相手方の真偽について確認すればという指摘を先ほど来受けておりますけれども、通常こういった整備もリースもそうですし、購入の取引もそうですし、サービスの提供についてもそうなのですが、取引相手の信憑性のところまで県が立ち入って調査するという事は、通常しておりません。そういう意味では、一般的な取引にないようなケースについては、細心の注意を払って確認をしていくべきかなというふうに考えております。その点についても、今回の報告書の中で、ある一定の内容のものについては通常の検査とは違った対応をすべきであるという御指摘をいただいておりますので、そういったものの中に入れて、今後の対応についてははっきりやっつけていかなければならないと考えております。

○**斉藤信委員** そんな甘いものではないのです。あなた方の検証は、補助事業制度に合致しないものであるとは断定しがたい内容であったと。県の対応は、一概に不適切であるとまでは言いがたいと。正反対の答えになっているのです。11月15日の段階で、当初の計画とは違う、驚くような建物ができていた。そのときにチェックすべきだったのです。リースというのだったら町に調べさせればいいだけの話なのですよ。どこのリース会社なのだと、あんな立派なものを建てて。それをリースできるような会社があったのか。最低限の注意義務ですよ、こんなことは。あなた方は、まず11月の段階でミスしたわけです。

もう一つは、完了検査の段階なのです。完了検査の段階で、宮古地域振興センターは判断に迷って、設計書をあなた方まで送った。その結果、あなた方の目を通して、これは建築工事に当たると一回山田町に返したのです。山田町は、仕方がない、だったら貸しましょうという話になって、5月になって、その見解が変わったのです。宮古の副局長を入れた会議で認めようと。認めるのが、この四つの要件だったのです。後からつくったのです、この四つの要件は。何で完了検査の中で、一度は建築工事だから認められないといったのが、認めるということになったのか。これは2度目の誤りです。そして、この四つの要件、真面目に見たら通らないのです。四つの要件を真面目に検証したら、あんなものはリース物件なんて認められないものだったのです。何でそれが認められるようになったのですか、完了検査で。信じがたい、こんな検証は。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** まず最初に、今委員から御指摘があった点について説明させていただきたいと思っておりますけれども、当初宮古地域振興センターから私も雇用対策・労働室のほうに相談があったと。それは、担当者のほうに連絡があったということは私も確認いたしました。その際に送られてきた設計書という表現をされておりますけれども、内容的には、いわゆる設計積算書の大項目レベルの内容、大きな建築工事、設備関係何々、建物関係幾らという非常に大まかな積み上げ内容が記されたものでありまして、決

して図面とかそういった内容のものではございません。しかも、その内容については非常に整合性というか、内容としても、建材も合わないような内容でして、そういったものが添付はされておりましたけれども、その時点で私どもとして正式に補助対象外と認定したものではありませんで、最終的に5月7日に宮古地域振興センターのほうからそういった確認がありまして、了解したということでございます。

ここに記されています御蔵の湯整備に関する確認事項につきましても、山田町から、この2にあります。御蔵の湯はリース契約に基づく借用物件であり、一定の期間が経過すればオールブリッジに返還すること、ここには割愛して記載しておりませんが、1には、その所有者はオールブリッジであると断定的に記載されておりまして、そういう意味で、県としてはそれを否定し得なかったということでございます。

○斉藤信委員 私は、11月の段階で、もう完全にミスしたと思うけれども、完了検査の段階で2度目のミスをしているのです。一度は建設工事に当たるというふうに山田町に答えているのです。山田町は、一回納得したのです。しかし、これは何とかしなければだめだという町長、副町長の会議をやって盛り返したと言っている、彼らは、恐らくトップ会談か何かやったのでしょうか。

この確認事項というのは、平成24年5月7日、どうやって合理化するかということで考えられたものです。御蔵の湯はリース物件だと。ここに書いてあるのは組み立て、解体完了までがリース。では、材料費とは何ですか。そして、リース物件というなら、オールブリッジと名前まで出ているけれども、なぜ確認しなかったのですか。そんな人のいいリース会社があるのですか。あなた方は、完了検査でもめにもめて、これを出したのです。そのときに、リース会社も確認しない。そんなでたらめな確認事項なんてあるのですか。この2点、教えてください。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 この内容につきましては、県と山田町の間で、その補助契約の確認の一環として、山田町から正式に回答を受けたものと受け取って、県が最終的な判断をしたものでございます。

○斉藤信委員 いやいや、材料費は何ですか、中身は、4,000万円も使っている材料費の中身は何ですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 その材料費の中身につきましては、24ページ、山田町からの回答の3にございますけれども、本件については単にリース物件の組立費用の負担であり、リース費用に通常は含まれるべき性質の経費であるということで、NPO法人が出した経費一覧の中の費目上、決して法令に基づいた会計処理ではない中で、費目の振り分け作業として材料費に計上して、その内容としてはリース物件の組立費用、リース費に含まれるべき性質の経費だという説明を受けたものでございます。

○斉藤信委員 だから、あれだけの建物が材料費とリース物件で成り立つなどということ、あなた方が、それを認めたことが間違いなのです。検証委員長、おかしいと思いませんか。11月の段階のミス、完了検査、領収書も伝票もなかったときの完了検査です。そのときに

問われた、あなた方が後づけした4項目から見ても成り立たないではないですか。それは県のミスではないのですか。いいですか、重機を使った工事というのは、建設工事なのです。あれは重機を使った工事なのです。どこから見ても建設工事なのです。何を検証したのですか。

○**桐田副部長兼商工企画室長** 検証委員会におきましては、山田町からの文書や、あるいは事務局からの説明に基づきまして、この文書を判断した県の対応については、この説明について補助制度に合致しないものであるとは判断しがたい内容であり、それらが全く成立しないものではなかったことから、県の対応は一概に不適切であるとまでは言いがたいというふうな結論に達したということでございます。

○**斉藤信委員** 重機を使った工事だということを知らなかったのですか。

○**桐田副部長兼商工企画室長** この補助事業において何が対象外だということについては、事務局から説明しております。

○**斉藤信委員** 緊急雇用事業の対象で建築工事とは何かと。重機を使った工事は建築工事になっているのです。その1点だって、これは外れるのです。山田町が間違った報告をしたかもしれない。しかし、それは全くあなた方はうのみにして、このミスは拡大したのです。私は、まず御蔵の湯の問題で、11月の時点、完了検査の時点で、県は二重、三重にミスをしたと。

次に、私は議会でも何度も指摘したけれども、5回にわたる契約変更の異常さです。第4回、第5回は不足払いなのです。もう事業費を使い切って、第4回は5,000万円、第6回は1億6,900万円です。事業が終わるときに1億6,900万円の契約変更をやるなんというのはあり得ないことです。実態は不足払いだったのです。あなた方、それにめくら判をやったのではないですか。この検証はしなかったのですか。

○**桐田副部長兼商工企画室長** 恐れ入りますが、報告書の14ページをごらんいただきたいと思います。14ページは、平成23年度補助事業計画の審査であります。(1)の委員会として確認した事実の後段、それから下から11行目ぐらいのところに、平成23年4月の変更契約で追加、その後3回の計画変更及び事業費増額について変更契約を行っており、その都度、上記の審査を行っている。この上記というのは、上にア、イ、ウとありますが、補助事業の要件として決められている要件でございます。この審査では、事業内容は実施主体の町に高い裁量が認められていること、及び、町も実施要領を承知して計画策定していることから、県は事業の有効性や効率性を考慮しながらも、実施要領で定められている事業要件に違反していないかどうかを重点に審査を行っているということで、数回にわたる契約変更についても、このように委員会では内容を確認した上で、こういった表現になっております。

○**斉藤信委員** だから、5回にわたる異常な契約変更についても、まともな検証がされていなかったということです。私は現場で聞いてきた。平成23年12月の段階で賃金未払いになっているのです。契約変更で払っているのですよ。

それで、いいですか、平成23年11月25日の契約変更はきれいに5,000万円なのです。あり得ないです、これ、積み上げたお金だったら。これは11月25日、県と町との間での契約変更。そして、1月25日、これは山田町と大雪りばぁねっと。の契約変更が県より先行した。このときに1億6,900万円増額になって4億3,000万円になったのです。1月25日ですよ。県と町がこの問題で審査したのは3月13日です。県の了解を得る前に、4億3,000万円もう決めてしまって、2月7日には、大雪りばぁねっと。に全額払われているのです。こんなずさんなことをやっていたのです。

この契約変更がまともだと、あなた方が検証したというのは、全くそれは検証にならない。この手口を平成24年度に拡大したのです。不足払いをしても補正予算を組んでやってくれる。それが平成23年度の教訓だったのです。だから、平成24年度になったら、莫大に無駄使いがふえたのです。検証委員長、そういうあなたの認識がありますか、全くありませんか。

○桐田副部長兼商工企画室長 恐れ入りますが、報告書の16ページをごらんいただきたいと思います。16ページの第1行目に、前のページからの流れがありますけれども、県の審査方式は、他県と比較しても標準的な方法と言い得るものであるということで、当時の県の対応についてはこのような委員会としての意見が取りまとめられたところであります。ただ、委員がおっしゃっているように、事業計画書におけるきちとした審査が必要ではないかという意見もありましたので、次の段落において、事業計画書における積算内訳の記載のみでは、事業に用いる経費の積算根拠や業務ごとの内訳が明らかとはならないため、県は、それらを把握する運用とするべきだったのではないかという意見もあったということで、先ほど来申し上げておりますこの検証報告書の委員会としての考え方として、もう一步踏み込むべきだったのではないかという部分も、この審査過程では強く強調されている部分であります。

それから、そのような反省を踏まえまして、恐れ入りますが、報告書の30ページ、31ページでありますけれども、30ページの4、新たな仕組みづくりの提言の下のほうに(1)とありまして、通常の処理における新たな視点による取組みで、①で市町村に対する制度の普及啓発ということがありますが、県は制度の運用について市町村の担当者がきちっと理解を深めてもらうために、その制度説明会を毎年やることが望ましい。それから、31ページにまいりまして、31ページ一番上の③、事業計画チェックリストによる確認であります。市町村がそういった正しい制度理解のもとに事業を企画できるように、県は具体的なチェックリストを示すことで、市町村がそのチェックリストに沿って確認していきながら事業計画の申請を正確に行うということを委員会の中で提言しているところでございます。

○斉藤信委員 私の指摘をあなたは全然認めていない。横並びだからいいのではないかと。いいですか、6億7,000万円の不正支出が出たら、復興が食いものにされた重大事件です。なぜこういう事件が起きたのかということから検証を始めなければだめなのです。

ほかの県と横並びのようなやり方をしていたから問題ないなんて、そんなのは検証にならない。

いいですか、この事業には二つ異常があった。この緊急雇用事業は1,500万円から始まったのです。それが平成23年度、5回の契約変更で4億3,000万円になった。この異常さに気づいて検証しなければだめです。そして、4回目、5回目は、私が言ったように、実態は不足払いだった。1月の契約変更で、1億6,900万円なんてあり得ないのです。あなた方、行政マンだからわかるでしょう。事業が終わる時期ですよ。残額が出るような変更が当たり前なのです。それが2億6,000万円から一挙に4億3,000万円になったのです。この異常に気づかなかつたらだめなのです。その中身は不足払いだったと私は指摘しているのではないですか。それが平成23年度に拡大したのです、このやり方が。結果として、あなた方はそう思っていないのですか。まともな契約変更だったと思っているのですか。担当者に聞きますか。私は、現場で調べてはつきり言っているのです。あなた方にそういう認識はありますか。4回目、5回目の契約変更。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 現状から振り返って見れば、確かにそういった疑問を持つべきだったであろうと考えております。当時の山田町、宮古地域の状況を考えれば、被災地域の中でいかに雇用をふやすか、できる事業をどんどん拡大しながら雇用につなげていこうという思いで取り組んできていたと考えております。一概に計画的にばかりできない震災からの復興の中で、何とか事業を拡大しているのではないかという受けとめも、当時はしていたのではないかと考えております。

○斉藤信委員 あなた、居直りにも何もならない、今の答弁は。第5回目の契約変更は、雇用人員が変わっていないのです。雇用をふやす計画だったら、あなたの言い分があるよ。雇用がふえていないのですよ。中身がでたらめということですよ、1億6,000万円というのは。それに気づかないことが異常だと私は指摘しているのです。それが全然検証されていない、驚くべき検証だ。

次に、三つ目に、私は平成23年度の完了検査、これもずさんだった。これについては、担当者が3月十何日でしたか、厳しい指摘をしていた。領収書も伝票も何もないと。これを指摘したのは3月の段階です。これは3月16日。完了検査の前の指導です。会計等書類の整備状況はできていない、よって検査、確認することは不可能。大雪りばあねっと。では、どんな書類を準備すればよいか理解できていない。根拠添付資料がない。リース料、旅費、消耗品の領収書等が不備多数。月額40万円もらっている者もいる。施設改修の費用が多数あった。御蔵の湯だけではなくて、建設工事を依頼していたということです。だから、平成23年完了検査において厳しくチェックを行う必要がある。3月13日に、ここまで指摘していたのに、完了検査をすり抜けたなんということは、私は許されないとします。

実際に山田町は、3月31日、これは日付だから、完了検査をやった。しかし、完了検査にならなかった。4月から5月の連休明けまでやったのです。そのときにも領収書、伝票

がない。苦勞して完了検査をやったのです、山田町は。これが何で通るのですか。もっと異常なことは、こういう異常な中で、3月23日に7億9,000万円の平成24年度の緊急雇用事業の内定通知がされているのです。立ちどまらなければだめでしょう。これだけのずさんな会計処理が明らかになった。建築工事、御蔵の湯も、ほかのP&Gの改修も建築工事です。指摘しているのです、ちゃんと、3月16日に。ところが、完了検査をすり抜けるどころか、7億9,000万円の平成24年度の事業まで認めてしまった。これは重大なミスだと思います。検証委員会は、これをどういうふうに見たのですか。

○**桐田副部長兼商工企画室長** 何度も申しわけでございませませんが、26ページの平成24年度補助事業計画の審査の記述についてごらんいただきたいと思います。今委員がお話しされたように、26ページの後半の部分の宮古センターの審査ではという段落がありますが、個別の事業計画書について、チェックリストの項目に沿って実施要領及び交付要領等で定める条件に合致しているかを確認するという通常の手続を経て、平成24年3月23日に平成24年度事業に対する補助内定を通知しているということでございます。ただ、宮古地域振興センターは、直前の3月16日に、平成23年度事業について大雪りばあねっと。に対し指導を行っており、その復命書には、町に大雪りばあねっと。への指導の徹底を指示したと記録しておりますが、その際、平成24年度事業の中止の必要性までは触れていないということでもあります。

こういったことを委員会としては、資料や説明から、事実として確認した上で、次の27ページの(2)の委員会の意見でありますけれども、真ん中ぐらいに、しかしというところがありますが、県は申しあげましたように、23年度事業の会計処理について指導していた事実もあり、他の事業と同じような審査方法のままであったことは、今後に向けて検討の余地がある。「りばあねっと」の会計処理の改善が必要という認識を、県も町も持っていたので、県と町は、それぞれが有する情報を共有しながら、それぞれの役割に応じて取り組む必要があり、県も町も平成24年度の事業中止を検討した経緯はないが、何らかの指導を行うよう努める必要があったということで、県の対応、町の対応については、このような意見をまとめているところでございます。

○**高橋元委員長** 齊藤委員に申し上げます。御発言が長時間に及んでおりますので、この際まとめて、かつ簡潔にお願いいたします。

○**齊藤信委員** 了解。

○**高橋元委員長** 質疑を続行いたします。

○**齊藤信委員** だから、今のこういうのは検証にならないということです。本来そこでもともな完了検査になっていなかった。なっていなかったどころか、事業費がさらに膨れ上がるような平成24年度の事業まで認めていたというのだから。だから、被害が拡大したのではないですか。平成24年度の不正支出が5億円を超えるのです。本当にこれは、そもそも間違いは、担当部局が責任者になって検証委員会をつくったということです。問題を起こした担当部局が責任者になって検証する。学識経験者は助言程度です。森のトレーの

ときにどうしたかという、総務部がやったのです。農林水産部ではなく、総務部がきちんと。大体問題を起こしたところが検証するなんということ自身が、お手盛りだと。私は、そういう意味でいけば、本当にこれでは県民が納得しない。

それと、最後にお聞きしますが、委託事業者の適格性の検証がない。これは、さっき部長も触れました。町もチェックしなかったが、県もチェックしなかった。大雪りばあねっと。というのは、旭川市では実績がなかったのです、年間 600 万円ぐらいの事業で。この岡田代表というのは、自販機荒らしで逮捕歴もあった。まともに調べていたら、旭川市に一言声をかけていたら、こんなものは、今度の委託事業の対象者にしてはならない。それが 1,500 万円をスタートに 4 億 3,000 万円、7 億 9,000 万円なんていう委託事業者になることが間違いだった。本当に復興事業が食いものにされた。

私は、これもきちんと検証の場に入れるべきだと思いますよ、委託事業者の適格性。県内の事業者ならわかるかもしれないけれども、県外の事業者はわからないのだから。あの軍隊的な格好をつけて、本当はあの異常さを感じて、途中でも私はチェックを入れるべきだと。運転免許証のコピーまで拒否したというのです。そんな団体に 4 億 3,000 万円とか 7 億 9,000 万円、委託したのが間違いだったのです。この点も、入り口の問題として、この点については、社会福祉協議会の専務理事からの指摘もあったのです、全くの入り口のところで。それを無視した。

そして、山田町の問題に触れると、町長を先頭にして、この大雪りばあねっと。を重用した。特別扱いした。これが問題を拡大させたもう一つの要因だと思います。そして、あなた方は、その山田町の言い分を検証もしないで、つじつま合わせに加担してしまった。最後は、御蔵の湯にしても完了検査にしても。

私は、大雪りばあねっと。の責任、山田町の責任、ここが第一義的、第二義的だけでも、その異常な誤りをチェックできなかった県の責任というのも、これは免れない。そういう検証をすべきだった。最後に、部長の見解を聞いて終わります。

○橋本商工労働観光部長 本事案に係る検証報告書について、委員から多岐にわたって御指摘をいただきました。委員会として真摯に、公開のもとで、オープンな形で議論をし、取りまとめた経緯があるわけですが、内容的にそもそものこの検証委員会の設置の目的が県の補助事業の対応を検証する、それから事業の適切な執行管理のあり方を検討するということを目的として設置をしておりますので、その部分において、その意味において検証はしっかりと行われているというふうに捉えているところでございます。

さまざま御意見はあろうかと思いますが、いただいた御意見については、今後このような事案を起こさないための手だてを、先ほども御答弁申し上げましたとおり、当部のみならず、全庁的な形の中で対応策を協議、検討してまいりたいと思います。

○高橋元委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工

労働観光部の皆様は、退席されて結構です。御苦勞さまでした。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。

議案第 103 号平成 25 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）、第 1 条第 2 項第 1 表、歳入歳出予算補正中、歳出第 10 款教育費のうち教育委員会関係、第 11 款災害復旧費、第 7 項教育施設災害復旧費、第 1 目学校施設災害復旧費のうち教育委員会関係及び第 2 目体育施設災害復旧費並びに第 2 条第 2 表、繰越明許費補正中、第 10 款教育費のうち教育委員会関係及び第 11 款災害復旧費、第 7 項教育施設災害復旧費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○堀江教育次長兼教育企画室長 議案第 103 号平成 25 年度岩手県一般会計補正予算（第 5 号）について御説明申し上げます。恐縮でございますが、議案（その 4）の 8 ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正のうち、教育委員会の所管に係るものは、10 款教育費のうち 1 項教育総務費から 7 項保健体育費までと、9 ページの 11 款災害復旧費のうち 7 項教育施設災害復旧費の一部であります。これらは事業量の確定や国庫支出金の確定に伴う整理並びに国の補正予算等に伴い、事業執行上、今回計上を要するものなどの補正であり、全体として 35 億 6,096 万円余を減額しようとするものであります。この結果、教育委員会で所管する一般会計予算額は 1,324 億 2,149 万円余となるものであります。補正の主な内容につきましては、便宜、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。

それでは、予算に関する説明書の 186 ページをお開き願います。なお、説明欄の主なものについて御説明いたしますが、金額については省略させていただきますので、御了承願います。

第 10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費のうち管理運営費は、事務局職員の給与の減額措置等による減額であり、その四つ下の被災児童生徒就学援助事業費補助は、被災対象児童生徒数の確定見込みなどによる減額であります。また、さらにその二つ下のいわての学び希望基金奨学金給付事業費は、年度末卒業生に対する一時給付対象者数の確定等による増額であります。

187 ページの 3 目教職員人事費のうち二つ目の児童手当は、受給者数の確定見込みによる減額、次の退職手当は、退職職員数の確定見込みによる増額であります。4 目教育指導費ですが、188 ページをお開き願います。児童生徒健全育成推進費は、震災対応に係るスクールカウンセラー等配置事業などの国庫委託事業の確定等による減額、その三つ下の特別支援教育推進事業費は、特別支援学校に配置している看護師及び高等学校に配置している特別支援教育支援員の勤務実績等による減額であります。

190 ページをお開き願います。2 項小学校費、1 目教職員費の教職員費、次の 191 ページの 3 項中学校費 1 目教職員費の教職員費、さらに 192 ページの 4 項高等学校費、1 目高等学校総務費の教職員費は、それぞれ教職員の給与の減額措置等による減額であります。

193 ページ、一番下でございます 4 目教育振興費ですが、次の 194 ページをお開き願

ます。情報処理教育設備整備費は、県立高等学校の情報処理機器、パソコン等のリース料の確定による減額、次の教育実験実習費は、共同実習船リアス丸の運航に要する燃料費等の増額であります。次の高校奨学事業費補助は、独立行政法人日本学生支援機構からの交付金の確定等による減額であります。

5目学校建設費のうち校舎建設事業費は、国の経済対策に対応し、県立花巻農業高等学校校舎で耐震補強工事を前倒して実施するなど、その経費を増額しようとするものであります。

196 ページをお開き願います。5項特別支援学校費、1目特別支援学校費のうち管理運営費は、特別支援学級教職員の給与の減額措置等による減額であり、その二つ下の施設整備費は県立盛岡となん支援学校の移転整備に係る基本設計、実施設計委託料の確定等による減額であります。

198 ページをお開き願います。6項社会教育費、1目社会教育総務費のうち、中ほどの青少年の家管理運営費は、指定管理委託料の確定見込みによる増額であり、その三つ下の指導運営費は、社会教育関係職員の給与の減額措置等による減額であります。2目文化財保護費のうち、二つ目の文化財保護推進費は、被災した博物館の文化財等の修理、修復や保管に要する経費などの確定見込みによる減額であり、199 ページの遺跡調査事業費は、沿岸地域の復旧事業等に係る埋蔵文化財調査に要する経費などの確定見込みによる減額であります。

3目芸術文化振興費のうち中ほどの県民会館管理運営費は、指定管理委託料の確定見込みによる増額であり、次のいわての学び希望基金被災地児童生徒文化活動支援費補助は、被災対象児童生徒数の確定見込みによる減額であります。4目図書館費は、県立図書館職員の給与の減額措置等による減額であります。

少し飛びまして、202 ページをお開き願います。7項保健体育費、1目保健体育総務費のうち、三つ目の県立学校児童生徒災害共済給付金は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく県立学校の児童生徒に係る災害共済給付金の確定見込みによる増額であり、その三つ下の指導運営費は、スポーツ健康課の増員による保健体育関係職員の給与費等の増額であります。2目体育振興費のうち、五つ目の体育大会開催派遣事業費は、国民体育大会等への選手団の派遣経費などの確定見込みによる減額であり、203 ページの中ほどの、いわての学び希望基金被災地生徒運動部活動支援費補助は、被災対象生徒数の確定見込みによる減額であります。

次に、ページを飛んでいただきまして、217 ページをお開き願います。11款災害復旧費、7項教育施設災害復旧費、1目学校施設災害復旧費のうち教育委員会所管分については、被災した県立高田高等学校の校舎等新築工事及び共同実習船、翔洋の代船建造工事など、県立学校施設等に係る災害復旧事業費の確定による減額であります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。大変恐縮でございますが、議案（その4）に戻っていただきまして、20 ページから 21 ページをごらん願います。

繰越明許費補正のうち、教育委員会の所管は10款教育費のうち9項私立学校費を除く4億440万円及び23ページの11款災害復旧費のうち7項教育施設災害復旧費の1億864万8,000円であります。これらの繰越事業は、国の補正予算を活用して、今回歳出予算を計上しました校舎建設事業のほか、今年度発生した大雨洪水や台風被害による学校施設の復旧等に係るものであり、国との協議や事業計画の策定等に期間を要したため、平成26年度に繰り越しして執行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○高橋昌造委員 それでは、確認の意味で質問させていただきます。

まず、187ページの退職手当。今御説明があったわけですが、退職者の人数が決まったということです。それで、231ページの給与費明細書ところを見ていただきたいのですが、このところでは、退職手当が今度の比較のところでは4億3,800万ちょっとなわけですが、その教育費の関係の退職手当が6億8,900万円ということで、今度この補正に出された理由というのは何なのか。当初からの見込みができなかったのかどうか、その辺ちょっと確認をさせていただきたい。もし差し支えなければ何人分の退職手当の人数か、わかれば教えていただきたいと。

それから、次にちょっと飛びますが、すこやかサポート推進事業費、これは減額になっておるわけですが、このすこやかサポート推進事業、今現在どのぐらいの人数なのか。それから、このサポート推進事業をやったの事業効果、また課題があればどういう課題があるのか。減額の理由もあわせてお願いしたいと。

それから次に、194ページの給付金、奨学金の関係ですが、補正予算の説明の議会資料の19ページのところに、高校奨学事業費の補助の関係で、当初の予算、補正前と比較して、およそ30%ぐらいの減額になっておると。こんなに奨学金の補助が大きく減った理由は何なのか。その辺のところをあわせてお願いしたいと思います。

それから、ページをめくって196ページ、これも議会資料のところの20ページ、特別支援学校のところで、施設整備費が県立盛岡となん支援学校の整備費、これも補正額で比較した場合、大幅な減額になっておると。この基本設計なり実施設計の積算の単純な誤りなのか、この辺の減額の理由は何なのか、お示し願いたい。

あと、最後に202ページ、先ほどの提案で御説明があったのですが、災害共済給付金、2,400万円をちょっと超えるのですが、この給付内容、実態、これは何なのか、この給付金の内容について教えていただきたいと思います。

○金田教職員課総括課長 退職手当の補正についてでございますけれども、平成25年度当初予算で見込んでおりましたのが、退職者数510人というふうに見込んでございましたが、精査した結果30人ほどふえまして、542人を見込んでおります。その関係で、6億8,000万円余の増額補正とさせていただいたところでございます。

○小菅小中学校人事課長 すこやかサポート推進事業についてでございますが、今年度すこ

やかサポートで入っている人数につきましては106名でございます。次年度については104名ということで2名減ということになります。これにつきましては、すこやかサポートの配置につきましては、一つは30人を超える学級を有する学校で、少人数加配等のない学校、そして学力向上に寄与している学校ということを中心に配置しております。もう一つは、14人から16人の複式学級を有する学校に1人配置しております。そういう形で、すこやかサポートについては配置しております。

このすこやかサポート配置の実施の中で、子供たちの安定した学校生活が図られているということが一つありますし、子供たちの意欲の向上にもつながっているということがあります。それから、複式については特にも数学力の向上、複式をある程度単式にしながら授業を展開することができるものですから、学力向上にも寄与しているというところがあります。なお、昨年については、人数と、先ほど述べた配置の基準等を勘案しまして、若干の人数減というふうになっているところでございます。

○高橋昌造委員 人数が何人かというのはわかるのですか、すこやかサポートの配置の実態。

○小菅小中学校人事課長 今年度が106で、次年度が104ということですが、2名ほど減ということですが。

○堀江教育次長兼教育企画室長 奨学金の関係でございますが、奨学金につきましては、平成17年度から、これはもともと国の日本育英会が行っていたものを県の育英奨学会のほうで内容を移管して実行しているわけでございますが、この際に当たっては、日本学生支援機構からの事業交付金をいただきながら、現在事業を実施しているところであります。年度当初の当初予算にありましては、一定程度の貸与者数があるということを見込みまして、不足しないような形で予算計上していたわけでございますが、全体の奨学金の貸与を受ける生徒の数等が今回確定したことによって減額したものでございまして、見込みについて、ある程度多目に見ていたというところもございましたので、こういう形になったものでございます。

○藤澤学校企画課長 災害共済給付金についてでございます。この制度は、県教育委員会と独立行政法人日本スポーツ振興センターとの災害共済給付契約によりまして、県立学校の管理下における児童生徒の災害に対して給付をするというものでございます。対象になりますのは、授業中、あるいは登下校中、そして課外指導、あるいは休憩時間等、学校の管理下にある場合の傷病等について支給するものでございます。平成26年度につきましては、2月末現在で5,183件というふうな推移になっております。

○宮澤学校施設課長 となん支援学校の減額理由についてお答え申し上げます。

盛岡となん支援学校につきましては、限られた敷地に岩手県立療育センター及び盛岡となん支援学校の両施設を効果的に配置するようなゾーニング、あるいは意匠の統一性、両施設の接続を含めた一体的な整備を期待いたしまして、業者の設計を一本化したところでございます。このため、業者の設計額がWTOの基準となります1億9,000万円を超過い

たしましたために、WTO関連の所定の手続をいたしました。そういったことから、当初の見込みよりもこの作業がおくれたものであります。このため、年度内の出来高がないというふうなことになりましたので、翌年度に事業を持ち越しと、こういった理由により減額になったものであります。

○高橋昌造委員 今回の特別支援学校の関係でございますが、療育センターと一体で整備すると、これはすばらしいことであり、ぜひ進めていただきたい。ただ、当初の予定よりも6カ月ぐらいおくれるということなのですが、今言ったWTOの協定の関係もあるということなのですが、できれば、幾らかでも前倒しできるような対応はできないものか。できれば私は、そういった子供さん、児童生徒さんたちのために、一日も早く一体化したものを整備できるような体制ができないものか、再度お聞きをいたしたいなと思います。

○宮澤学校施設課長 今後基本設計、実施設計、あるいは再来年以降になりますけれども、建築工事が控えてございます。それらを実施する中で、それらの作業状況、それから作業工程を再度検討いたしまして、極力実施期間の短縮が図られるような工夫をいたしたいというふうに考えております。ただ、所定の工事を計画的に進めるというふうなことでございますので、できる限り努力するというふうなことで、今後対応していきたいと考えております。

○高橋昌造委員 できれば、延ばすのではなく幾らかでも前倒しできるようにひとつお願いをいたしたいなということ。

それから、お手元の説明資料の188ページ、児童生徒健全育成推進費、それがスクールカウンセラーなわけなのですね。それで、今いじめとか不登校とか虐待の問題があるわけなのですが、このスクールカウンセラーの取り組み実態、特にも現状と課題があれば、どういう状況なのか。そして、私たちもいろいろ現場のお話を聞くと、やはりカウンセラーの配置によってかなり違うということです。できれば全てに配置できるのであれば理想なのですが、今実態として配置がどのぐらいになっているのかも含めて、現状と課題をお示し願いたいと思います。

○大林生徒指導課長 スクールカウンセラーの配置にかかわりまして、現在の状況をお話しいたします。

まず、通常配置の、主に小中学校にかかわるカウンセラーになりますけれども、年間35回、これが今上限になっておりますが、小学校が20校、中学校が130校、あとは年に6回というふうな形で中学校が17校、小中で合わせて167校にスクールカウンセラーを配置しております。高等学校につきましては、県内10エリアに分けて、ここに1人ずつ臨床心理士の資格を持っているスクールカウンセラーを配置しております、県内全部の高校をカバーできるようにしております。

さらに、震災後になりますけれども、巡回型スクールカウンセラー、これは全国各地から臨床心理士資格を持っている方に岩手県の沿岸部に住んでいただきまして、今年度は11名ということで、特に沿岸部の小中学校、あと一部高等学校を対象にスクールカウンセラ

一を配置しております。なお、スクールカウンセラーのスーパーバイザーということで、これも全国から臨床心理士とか、あとは精神科医の方4名、これは月に1回とか、年に何回かということになりますけれども、岩手県においでいただきまして、スーパーバイザーをしていただいていると。それに加えて、県内3大学、県立大学と岩手大学とあと盛岡大学のほうから、——ここは沿岸南部になりますでしょうか、気仙地区の六つの高等学校と、あとは区域の幼稚園へのスクールカウンセラーの御支援をいただいております。

課題につきましては、震災3年目を迎えて、子供たちの状況が、震災の影響もありますけれども、その他のさまざまなストレス等の影響もありまして、ますます学校現場での子供たちの心のケアにかかわる部分のニーズが高まってきているなど。それに合わせるように、こちらのほうも対応していかなければならないなという部分もありますし、まだまだ人材が不足しているところもありますので、全国からの御支援等もいただきながら、今後も対応してまいりたいと考えております。

○小西和子委員 私は、小中学校の教職員費にかかわってお伺いしたいと思います。

まず、小中学校合わせて、本来どのぐらいの定数なのかということ。そのうち正規は何人か、臨時的教員は何人か、非常勤講師等は何人であるか。そして、実数の計も出るといいますけれども、多分5月1日の調査だと思いますが、わかっておりましたらお願いいたします。

○小菅小中学校人事課長 平成25年の5月1日現在で小中学校の正規の教職員は7,775名。非正規の教職員は、——これは常勤講師であります——610名。非常勤につきましては小中学校合わせて384名になっております。

○小西和子委員 そうしますと、正規教員の割合といいたいでしょうか、九十何%ぐらいでしょうか。

○小菅小中学校人事課長 正規の教職員の割合は92.7%となります。

○小西和子委員 92.7%というのは、東北6県でいうと、下から何番目でしょうか。

○小菅小中学校人事課長 東北6県では、下から2番目ということでもあります。

○小西和子委員 私の持っている資料ですと、全国が93.1%、岩手県は92.8%。それより低いのは宮城県で91.5%。あとは94%を超えていますし、きちんと採用されているなどというふうに思っております。

それで、財政の関係なのだと思うのですか、仮にこれを100%正規教員にした場合の差額というのはわかりますか。すぐでなくてもいいのですが、私がお話をしたいことは、学力向上、学力向上と言われますけれども、私が学校訪問をしますと、一つの学校に何人も非正規教員がいるのです。その人たちは非常に不安定雇用です。3月で雇用が切れるといった、そういう不安定な状況で子供たちに向かっています。子供たちは、正規であろうと非正規であろうと、先生は先生なのです。そういうことで、やっぱり非正規雇用の教職員を減らす方向に向かうべきだと考えますが、県のこれから先のシミュレーションしている人

員等もあるかとは思いますが、どうしてこのように岩手県は正規教員の割合が少ないのか、お答え願います。

○小菅小中学校人事課長 確かに全国と比しても正規教員の割合というのは、岩手の場合には約1%若干少ない形になっております。現在岩手県内の児童生徒の状況を見ますと、大体1年間で2,000名ほどずつ児童生徒が減少しており、ここ数年、そういう状況であります。学級数にしても、例えば平成26年度、次年度は113の学級が減少する予定であります。今年度は134の学級が減少いたしました。教職員の数というのは学級の数によって規定されておりますので、学級減が岩手の場合に非常に急速に、急ピッチで進んでいるという状況がありまして、そういう部分に対応して、ある程度の教職員の身分の安定も図るためには一定程度のゆとりといいますか、そういうものに対応できる形にしておかないといけない部分もありまして、大きな理由はそこにあるというふうに捉えております。

○小西和子委員 数年後でしょうか、300人ラインの退職者が十数年続きますよね。それとのバランスというのはどうなっているのでしょうか。

○小菅小中学校人事課長 確かに大量退職時代を迎えるというのは、五、六年するとそういう時代、300人ぐらいつつ小中学校については退職時代を迎えるところでありまして。ただ、新たな再任用制度がありまして、将来的には千数百名の再任用者が、再任用のいわゆる対象者になっていくという事態がありまして、そういう定数を計算すると、今の段階でかなりばふっとした部分ではありますけれども、必ずしも採用が増になっていかないという現実が見込まれるところでありまして、定数管理については、やっぱり慎重に考えていかざるを得ない状況にあるということでございます。

○小西和子委員 そのことについては、この際のところで再任用についてはお伺いしたいと思います。とにかく盛岡管内はまだしも、周辺部といいましょうか、正規の免許を持っている教員が何校もかけ持ちで、技術とか美術とか教えているといった実態もありますし、あとはさまざま校内でやりくりをしているといった実態もあるわけです。その中で、仮に将来芸術家を目指したいというような子供たちもいるにもかかわらず、免許を持たない教師に教えられなければならないということも起きているわけです。そのことについては、県教育委員会としてはどのような考えがあるのか。そしてまた、そういう実態というのが結構あるのですけれども、他県の教員と交流することがあって、うちの県ではそんなことはないよというふうに言われたのですけれども、校内でのやりくりについてはどのような見解をお持ちなのか伺います。

○小菅小中学校人事課長 学校ごとの教職員の定数がありますし、児童生徒数、学級数に応じての定数がありますし、それからいわゆる授業時数というのは国の学習指導要領によって教科の時数というのが決まっております。よって、それに応じて各学校に教科の人数を、中学校であれば教科の人数を配置しているという実態がありまして、実際に美術とか技術については指導要領上の時間数が非常に少なくなっている実態があります。そういう中で、学校もどちらかという小さな規模の学校がふえている状況がありまして、そうい

った実技教科の教員をそこに配置できない、常勤として配置できないという実態は御指摘のとおりでございます。

そういうことで、県教育委員会といたしましては、非常勤で、その教科の免許を持った、例えば美術の免許を持った教員を非常勤として任用して、その方が何校かをかけ持って、専門家から教えていただくという体制をできるだけとるようにしております。そのほかにも、どうしても免許を持っていない方が教えざるを得ないような状況に対しましては、教育センター等で、4月の当初に研修を行いまして、それに対応できるように技術を高めていくということでございます。

○小西和子委員 そのようにしているのですが、他県では余りないのに、なぜ岩手にはそういうことがあるのだと非常に不思議に思っております。とにかく学力向上、学力向上と議会でも討論されるわけですけれども、学校の体制がそのようであるということ、それから非常勤で何校もかけ持ちで授業をしている非常勤講師は、その時間しか賃金が出ないのです。だから、長期休業のときには全く収入がないといったような、そういう不安定な中で岩手の教育に尽くしていることを言うておきたいなというふうに思います。

教職員は、どんどん、どんどん賃金が切り捨てられているわけですけれども、一般の方々でいう残業手当というのがないに等しいわけですし、きちんとした勤務時間の中で仕事が終わるような、そのような働き方に変えていかなければ、本当に教職を目指す人員がどんどん、どんどん流出していってしまうのではないかなというふうな思いをしております。小中学校もそうですけれども、教職員の働き方について、何か見解等ございましたらば、教育長にお伺いして終わりたいと思います。

○菅野教育長 子供たちを育成するのは、やはり教員一人一人の力量、教員それぞれですので、そういった方々の働きがいといいますか、そういった働く環境も含めて、我々としてはそれを整備していかなければならないと思っております。ただ、先ほど小中学校人事課長からも申し上げましたとおり、どうしても子供の数が急激に減っていると。その中で、どうリソースを確保しながら、それぞれの学校の需要に応ずるように配置していくかというのは、非常に私どもとしても苦慮しているところでございます。私どもとしても、今後とも教員一人一人が子供たちに向き合って、働きがいを持って働けるような環境整備に、いろんな制約はございますが、努めてまいりたいと思っております。

○斉藤信委員 最初に、教職員の給与削減、これは事務局、小、中、高、特別支援、かなりの額になるので、総額幾らなのか。それは給与改定によるものなのか、あとは教職員の数そのものが減ったということになるのか、その内訳を含めて示してください。

○金田教職員課総括課長 今手元にある範囲内でのお答えになりますけれども、まず小学校費では、給与の減額に伴うものが7億5,000万円余でございます。定員の増は幾分あるのですけれども、結果として減のほうが強くなっております。

それから、中学校費でございますが、給与減額措置は6億6,000万円ほど出てございます。それから、定員のほうの減も実はこれには入ってございます。定員が減っており、そ

の影響もございます。

それから、高等学校費では、定員は2人だけ増なのですけれども、給与減額措置がありまして、4億9,000万円ほどございます。

それから、特別支援学校費でございますが、定数は8減っております、給与の減額措置と人員減も若干含まれるのですけれども、その分で2億7,000万円余ということになっておりまして、今回の減額補正のメインは、給与の減額措置というものが影響しているところでございます。

○**斉藤信委員** 次に、被災児童生徒就学援助事業費補助が5億5,840万円減になっています。この被災児童生徒就学援助の対象者数、これはどうなっているのか。あとは、通常の就学援助、これはどうなっているのか、示してください。

○**宮澤学校施設課長** まず、被災児童生徒就学援助費でございます。平成25年度2月補正のもとになりました見込み数でございます。3,587人でございます。

就学援助費のほうでございます。こちらのほう、平成24年度の国の実績ということで出てございますけれども、こちらのほうが、就学援助の実績でございます。要保護児童生徒援助費でございますが、967人。それから、準要保護のほうでございますけれども、9,661人、うち学用品で9,661人、学校給食9,596人、医療費1,418人でございます。準要保護と要保護を足した数でございますが、平成24年度で1万628人ございました。

○**斉藤信委員** 大体わかりました。

あと、いわて学びの希望基金の給付事業が2,947万円、これは増額補正になっていますね。これは、見込みを超えたということだと思ふけれども、これはどうなっているのでしょうか。

○**永井予算財務課長** お尋ねございましたいわて学びの希望基金の奨学金給付事業費2,900万円余の増であります。これにつきましては、当初現計予算、おおむね150人程度を予算計上しておりましたところ、実績によりまして290人ということで、今回、大体140人ほど対象者がふえたということで、それに要する経費の補正ということで計上させていただいたものでございます。

○**斉藤信委員** 290人、これは小、中、高で290人ですか。

○**永井予算財務課長** これにつきましては、給付事業の対象として、小、中、高校の対象者を計上しております。

○**斉藤信委員** それと、奨学金を受けて就職した場合に、年収300万円程度に満たない場合には免除になるという特別の実質給付型の奨学金も導入されていますが、これは現状でどういう実績でしょうか。

○**堀江教育次長兼教育企画室長** いわゆる私どものほうで奨学金Cタイプと言っておるものでございます。通常のものと比較しますと、例えば委員からお話があったとおり、貸与後に一定の収入額を下回った場合については免除するとか、事実上継続するという形でございますが、まだ今年度最終的に額は確定しておりませんが、平成26年1月末現在では

214人ということで、今想定しているものでございます。

○**齊藤信委員** わかりました。それで、194 ページですけれども、花巻農業高等学校の分の校舎建設費事業費3億2,600万円、これは経済対策で、前倒しでということだと思っておりますけれども、きのう高田一郎議員もこの問題を取り上げたのですが、I s 値0.7以下が県立学校で10校あると。そのうち、6校ですか、やろうとしているのは。国土交通省のほうは、2月の段階で設計単価も引き上げているのだけれども、文部科学省のほうは今の資材高、労賃の上昇にかみ合うような設計単価になっているのか。あと、花巻農業の場合には、これ耐震化工事でしょうか。築何年で、どういう工事になるのか、改築にはならないのか、そのことをお聞きします。

○**宮澤学校施設課長** まず、花巻農業高等学校でございますが、新設、移転改築いたしましたのが昭和43年でございますので、40年以上。今回の事業でございますが、耐震化とあわせて、古くなった部分の大規模改修というような形で実施するものでございます。新築というふうなことにつきましては、最近の流れといたしまして、既存の施設を極力長く使用するというふうな形に変わってきてございますので、今回の場合につきましても、例えば新築ではなくて既存の施設を生かしながら、大規模改修と耐震化をあわせて実施するものでございます。

文部科学省の単価でございますが、まだ上がっておらないというふうに認識してございます。単価のアップの件でございますが、災害復旧に関しましては被災地、——これは被災3県でございますが——こちらのほうの施設整備の単価に関しましては、被災3県に限り6.8%アップしてございます。

○**齊藤信委員** 花巻農業が、昭和43年築でしょう。恐らく今回は部分的な改築というか、大規模改修ではないかと思うのだけれども、昭和43年築ということになると、本当にそういう改修でいいのか。この間、盛岡商業高等学校もああいうふうに改築をしてきて、花巻農業は何だと。花巻農業というと、岩手を代表する学校の一つです。花巻農業になったら大規模改修になったということでもいいのだろうかと思は思うのだけれども、そこの検討はどうなったのか。

それともう一つ、被災3県は6.8%上がったというこの被災3県、これ被災地というか、県内全体が被災3県になるのですか。被災地の学校だけではなくて、花巻農業ももちろんこれは被災3県の。

〔「災害復旧ではない」と呼ぶ者あり〕

○**齊藤信委員** ああ、災害復旧ではないからだめか。災害復旧の場合は6.8%。なるほど、そうすると花巻農業は対象にならないのね。わかりました。

今入札不調で、被災地でさえ、これから小中学校の被災した学校の改築がこれから次々に続くので、大変私は心配しているのだけれども、これは災害復旧だけでなく、単価の引き上げやらないと。この間盛岡市は、農地の災害復旧、全部不調ですよ。本当に春の作付に間に合わないのではないかと、そういうふうになっておりましたので、これはぜ

ひ特別の手だてをとるよう工夫していただきたいと思います。

198 ページ、学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業、これ 1,500 万円余の減額になっているのですが、この中身と減額の理由を示してください。

○西村生涯学習文化課総括課長 まず、学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業の中身でございますけれども、幾つか事業がございます、申し上げますと、まずは、放課後の子供たちの居場所づくり、いわゆる放課後こどもプランといったようなものがありますとか、あるいは沿岸部の中高生への学習支援を行っております中高生の学習支援事業、そういったようなものを実施してございます。それで、今回減額補正しておりますのは、事業の実績に伴う減額でございます、なぜ事業が減額になるかといいますと、実際に事業を進めていく中で、例えばほかの事業と一緒に、地域の中で実施していく中で、この事業を行うことができたので、実際にはこの予算は使用しなくて済むと、そういったものがございまして、実際の事業の中身としては当初の予定おどりに実行していく中で、事業の実績に伴い減額したところでございます。

○斉藤信委員 私はこの間、陸前高田市に行って山田教育長の話聞いてきました。あそこは仮設から通っているのは3割ということで、これは仮設ではとても勉強できないというので、かなり教室を開放して学習支援とか、あといろんな集会所を活用しての学習支援をかなりの規模でやっていると、これはぜひ広めたいということでしたが、そういう学びの支援、来年度の見通しを含めて示していただきたい。

○西村生涯学習文化課総括課長 特にも沿岸部の被災地における学習支援でございますけれども、今現在来年度に向けた申請というものを各団体から受け付けているところでございます。現在の段階では、文部科学省の予算を活用して実施しております、国のほうでは、今予算審議中ではございますけれども、おおむね今年度並みの予算を計上して現在審議しているところでございます。それで、県内では各地域、各団体からの申請を受け付けているところでございますけれども、それについても、今現在の状況を基本的には引き続き実施するというところでございますし、それに加えて、この事業の名前にもありますとおり、学びを通じて被災地のコミュニティの再生を支援していこうということで、幾つか新たなテーマでということもございまして、県教育委員会としても引き続き支援してまいりたいと考えてございます。

○高橋元委員長 この際、3時20分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋元委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○小菅小中学校人事課長 先ほど小西委員の質問につきまして、回答をこの場でさせていただきます。非正規の職員を全て正規教員にした場合の経費についてであります、非正規の教職員、小中学校で610名、これに仮に単純に正規教員と常勤講師の給与の差額を掛

け算しますと、大体 24 億 7,600 万円ほどかかるということになります。なお、先ほどの正規、非正規の部分について、定数の考え方がありますが、定数には、加配定数も含まれておりますので、復興加配の数 200 とか、それから少人数加配の分も含まれておりますので、この数については必ずしも将来的に安定的に供給されるとは限らない数字でありますので、そういう部分については慎重に対応していきたいというふうに考えています。

○高橋元委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、教育委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○飯澤匡委員 ちょっと確認させていただきたいと思います。去る 3 月 1 日、全県下で県立高校の卒業式がありました。私も今回地元の高校に出ましたけれども、5 回か、6 回ぐらいになるでしょうか。ことしは、知事のメッセージが披露されました。私も高校の卒業式には祝電をまず大体出しますので、知事のメッセージなのだと思っておりましたが、大体我々県議会議員のメッセージは廊下に張り出されて終わりというような状況で、披露もされずと。恐らく教育委員会という、そのような立場というものもあるかと。今回は、きょうの質問の趣旨は、あえて祝電披露のとき、内容については申しませんけれども、長いスピーチであったと。確認をしたら、多くの学校でそのような行為があったと。これについては、多少問題があるかと、そういう意味を込めて、問題提起しながら質問したいと思います。各校で披露されたようですが、その経過等に説明をいただきたい。何校にメッセージが送られたのか。誰かの指示があったのか。これについてお伺いしたいと思います。

○菅野教育長 卒業式の知事のメッセージでございますが、これは知事から、ことし卒業する子供たちは震災直後に入学した子供たちですので、私もあちこちで申し上げていますが、そういう点では節目の年に当たります。そういった非常に困難な中で高校生活を送ってきた子供たちが、その中で頑張ってくれた。それから、文化活動、体育活動を含めて大きな成果を上げてくれた。そういったことで、子供たちにメッセージを届けたいというお話がございました。

それを受けまして教育委員会といたしましては、——県立学校を管理していますのは教育委員会でございますが、設置していますのは岩手県でございますし、設置者を代表する知事でございますので、子供たちを励ます、もしくは激励する趣旨だろうと存じまして、各県立学校に、私どもの所管している県立学校、同じ高校生ですので、盛岡市立高等学校の子供たちに、そういった趣旨を踏まえメッセージを送付し、それぞれの学校の卒業式の状況に応じて対応いただいたものと考えております。

〔「誰の指示」と呼ぶ者あり〕

○菅野教育長 指示というか、知事からそういうお考えが示されましたので、それを受けまして、私どものほうで学校にそういう対応をお願いしたところでございます。

○飯澤匡委員 そこで、父兄の捉え方もいろいろあるわけです。ある高校によると、わざわざコピーをして父兄全員に配らせたという例もあるそうです。これはいかがなものだろうか。これは政治的な意図というものも排除できないであろうと私は思うわけです。思いはわかりますけれども、では、果たしてそういうルート、それからそういう経過、これからもずっと学校設置者という理由で、こういうことがまかり通ることになれば大変なことになると思います。今教育委員会制度についても国会で議論になっておりますが、節目と言いつつも、これが慣例化してしまえば、では我々の電報をなぜ読まないのだと、同じ政治的な立場からしてみれば、設置者ということであれば何でもできるのかということなのですが、そこら辺の解釈はどのようなのですか。私は厳密な解釈があつてしかるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○菅野教育長 先ほど申し上げました知事からの思いをお伝えしたところでございますし、設置者、例えば盛岡市等においても盛岡市長が小中学校の卒業式に際しましては、直接子供たちにメッセージを送られている事例もございます。そういった意味で、他県でも知事が直接出席もしくは子供たちにメッセージを送られている例があると承知してございますので、そういった意味では、私どもとしては知事からお話があったときに特段の違和感を感じなかったところでございます。

ただ今後、今回は知事が節目の年に当たる、特にそういう思いで行われたものと思つてございまして、来年度以降どうなさるのかというのは、私どもとしては、特にあとは知事のお考えがおありになるだろうと思つております。

○飯澤匡委員 特段教育委員会としては、知事から要請があれば、それは排除しないと、メッセージを出してくれとなれば、全て指図どおりメッセージは全文読んでやるという、そういう考え方でよろしいですか。

○菅野教育長 先ほど申し上げました設置者の代表としての知事でございますし、それから他の市町村、他の地方公共団体においても、そういった類似の例がございますので、特に私どもとして、それを排除する理由はないのではないかとと思つてございます。

○飯澤匡委員 これは、予算特別委員会で恐らく厳しく私以外の委員からあると思つたので、感想ですけれども、非常に違和感を感じた父兄もいたと、少なからず。というのは、

長々と厳粛な式典の中で、突如として知事のメッセージがあったと。受け取り方ですから、いろんな方がいらっしゃいます。今回私も初めてです。ですから、例えば知事のメッセージがあったときに、教育長の言葉をかりるのであれば、今回は震災の年に当たり云々という前置きがあってもしかるべきだと思ふし、これからもこれを一つの契機として、では来年も同じようなことがあって、政治的なメッセージが含まれたとしても、あなた方はしっかり内容を踏まえて排除できるかどうか。それはそれで、またその時点で問題になろうと思ふすけれども、押し流されたような形でなってしまったという点について、私は教育委員会は、その点少し熟慮、配慮すべきではなかったかなと思ふのですが、その点について、最後に教育長に聞きます。来年以降、どうするか。

○菅野教育長 知事からそういう話がありましたときに、当然私どもとしては教育委員会議の席上、教育委員会の各教育委員に御報告を申し上げたところでございます。各委員からも、特段の御意見、特に違和感を持ったお話はございませんでした。私どもも知事のメッセージを拝見させていただきましたが、知事の言葉どおり子供たちを励まし、その活動をたたえる内容でございましたので、特段内容についても違和感はなかったところでございます。

先ほど申し上げました他県とか他の市町村においても類似の事例がございます。したがって、そのときどきにに応じて対応することになろうと思ふてございますが、もし仮にそこにいろんな、委員お話のありましたような内容が含まれていたとしますと、それはいろんな意味で、それをお聞きになった方々が非常に批判をされる、そういったところで、おのずと落ちつくところに落ちつくのではないかとと思ふてございます。

○飯澤匡委員 もう一回確認。来年もやるのですね、来たら、やってくださいと。震災2年目ですから、2年目、御苦労さんという形で出たら、これは排除しないということよろしいのですか。

○菅野教育長 それは知事のお考え、今回も知事のお考えに基づいてやりましたので、知事のお考え一つだろうと思ふていますが、特段教育委員会として、それを理由に排除することにはならないのではないかとと思ふてございます。ただそれは、その際にまた教育委員会議に報告して、各委員方の御意見も伺ってみたいと思ふています。

○高橋昌造委員 私からは、1点だけお伺いをいたします。

実は、この間盛岡南高等学校に行く機会がありまして、そして校門をくぐり抜けましたら、永井秀昭選手と阿部友里香選手、——今度のソチの冬季オリンピックで活躍されましたし、今度の7日からですか、開幕されるパラリンピックと。それで私、特にも平藤総括課長に言いたいのは、何かあそこの校長はラグビーをやられていたということで、平藤総括課長もぼやぼやしておられないなど。何か去年も秋の新人戦で5本の優勝旗を持ってきたということで、まさに校長がかわれば学校も変わるのだというような思いを強くしてきました。

それで、何をお聞きしたいかということは、実はもう今人事の季節なので、民間からの

校長の登用制度を県でも導入したのですが、私らも議員仲間で、杉並区の和田中学校なんかを視察に行ったりして、それで民間人の校長の登用、何か最近県に元気がなくなってきたのではないかなど。その登用制度が今どうなっているのか。

あともう一つは、職員会議というのは、今校長さんの補助機関というような位置づけになってきたようなのですが、例えば職員会議なんか、いわゆる会議録というか、会議の様子が公開されておるのかどうか。それがまたできるものかどうか。ということは、今どんな学校がいろんな形で学校評価とか教員評価とか、いろんなことが求められてきておるわけです。それに評議員制度にかかわって、今後は運営協議会の制度の導入なんかもいろいろ図られているわけですが、その辺のところのお考えをお伺いいたしたいと思います。

○土川県立学校人事課長 民間人校長の任用についてであります。本県では、企業で培った経験を学校運営に生かす目的で、平成15年度に2名を採用して、平成16年4月から県立学校2校に配置したところであります。その後専門高校を含め2校または3校を経験して、平成21年度末と22年度末に定年退職され、現在は民間人校長はいません。

民間人校長任用の成果としては、生徒の多様なニーズの把握による学校経営の改善、企業のニーズ把握による就職指導の展開による早期内定の実現、教職員の意識改革、業務の効率化の推進など、学校経営の改善改革や組織の改革などに一定の成果を上げたところでございます。

一方で、自分の学校教育経験に基づく教育観と岩手県の教育の事情や生徒の実態等との乖離ないしそご、学校組織への民間企業の人事管理等の手法の直接的な導入によるあつれき等により、当初学校運営が円滑に進まない状況がありましたが、その後時間の経過とともに、それらの課題は解決してきたところであります。

現在全国的にも一部の都道府県においては民間人校長が投入されておりますが、他の都道府県では余り積極的でないことや、あるいは岩手県教育委員会としては2名の民間人校長の導入により、他の校長への活性化、いろんな経営手法の導入等がありましたことから、今のところ民間人の任用の再開は考えていないところでございます。

○高橋昌造委員 職員会議は、補助機関として位置づけられているのですか。位置づけられているのであれば、情報公開なんかはどうなのかということです。

○小菅小中学校人事課長 小中学校については、市町村立でありますし、最終的に市町村のそれぞれの判断によるところでありますが、全面的に非公開にする中身ではないというふうに思っておりますが、実際には職員会議の中身については生徒の個人名、個人情報、そういったものが当然中に含まれて審議され、話し合いがなされますので、その辺を踏まえて市町村で判断するというふうに考えます。

○高橋昌造委員 ありがとうございます。それで平藤総括課長に言ったものですから、せっかくの機会ですから2巡目の岩手県国体、あるいは国体があるないにかかわらず、いずれ岩手も今度いろいろと、スーパーキッズとか何かの導入でいい成績を上げてきているわけですから、これからは継続的に競技スポーツの競技力の向上をしっかり図ってい

かなければならないのだと。やはりスポーツの力というものは、私は非常に大きいと思うのです。そこで、平藤総括課長から期待した答弁はできないかと思うのですが、その思いをお聞きして終わります。

○平藤スポーツ健康課総括課長 委員御指摘のとおり、オリンピックでの活躍、パラリンピックでのこれからの活躍ということで、県勢スポーツ選手の活躍は県民に夢、希望、そして元気を与えるものというふうにご認識してございます。当面 2016 年の希望郷いわて国体、岩手大会での本県選手の活躍、さらには 2020 年の東京オリンピック、パラリンピックでの県勢の活躍、引き続いての競技力向上は、与える影響は大きいというふうにご存じておりますので、積極的な選手強化を図ってまいりたいというふうにご考えてございます。

○小西和子委員 1 点目は、再任用制度のことについてお伺いいたします。年金とのかかわりで、新年度、この 3 月で退職する私の同級生たちから再任用、再雇用が始まるわけですけれども、小、中、高、特別支援の希望している人数、希望している方は全員任用されるのですか、そこも含めてなのですけれども、人数と勤務形態、大体の賃金についてお伺いいたします。

○小菅小中学校人事課長 再任用の希望についてであります。今年度 154 名の退職者のうち、平成 26 年度再任用で雇用する予定の者は、小中学校については 34 名を予定しております。それで、その内容についてであります。小中学校については少人数指導、それから初任研修の指導教員としての職務を考えているところであります。勤務時間につきましては、教員につきましては週 29 時間の勤務時間、養護教諭、学校栄養職員等につきましてはフルタイムの勤務という形で考えております。給与については、別のほうでお答えいたします。

○土川県立学校人事課長 県立学校の平成 25 年度末退職者数は、高等学校、特別支援学校を合わせて 107 名でございます。そのうち再任用を希望した方は 57 名で、再任用者は 54 名を予定しております。常勤を希望した方が 51 名で、そのうち 29 時間を希望した方が 5 名で、そのうち任用予定が 2 名でございます。半分の時間の方は 1 名の希望で、1 名でありました。29 時間希望であったけれども、学校の要望あるいは勤務場所等の関係で、3 名の方が 29 時間については希望したけれども、任用できないという状況であります。

なお、賃金でございますが、38 時間 45 分勤務の場合 410 万円ほどで、29 時間はそれに 4 分の 3 を掛け、半分の時間の場合はその半額ということでございます。

○小西和子委員 1 年間すれば年金が出るからということもあって、1 年度は割と少ないというようなことを聞いております。ただ、これが何年か過ぎていくと、本当に大変ですよ。年金は出ない、退職金はなくなるということで、今後の見通し等はどのように立ていらっしゃるのか。

あとは、小中学校は確かに厳しい働きですから、フルタイムなんというのは大変だということもあろうかとは思いますが、準備されたのが 29 時間ということですね、一般教員の場合。フルタイムで働きたいという方も何人かいらしたようなのですけれども、そのあた

りは2年度以降どのように考えていらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○**小菅小中学校人事課長** 今後の見通しについてであります。年金については2年ごとに支給年齢が上がっていくということですが、それに対応しまして、再任用のほうは3年ごとに年数がふえていくという形になります。よって、15年後ぐらいにこの制度としての一つの完成を見るということですが、そのときの小中学校の再任用の対象者、そのうち希望が何人かということがありますけれども、こちらで見込んでいるのは1,700名を超える数がその対象者となる見込みでございます。よって、そういうことから、定数の管理についてはやはり慎重にやっていかなくてはいけないだろうという意味で、新たな再任用については、小中学校については29時間の非常勤としてスタートさせたいというところでございます。

それから、希望でフルタイムできないのかということですが、一つは再任用者の意向が、今回小中については29時間の意向が非常に強かったということもありますし、それから今お話ししました定数の管理上、ある程度の抑制はせざるを得ないという部分があります。それから、再任用者の勤務を考えた場合の、例えば小学校であれば体育の授業、中学校であれば部活動、生徒指導、それを60歳未満の者と同等にできるのかという部分が今後の課題としてよく見ていかなくてはいけない部分ではないかなというふうに捉えております。

○**小西和子委員** 中学校のほうの賃金については、答弁いただきましたでしょうか。

〔「一緒です。最後に先ほど土川課長が答弁した金額と」と呼ぶ者あり〕

○**小西和子委員** 同じなのですか。わかりました。ということは、県立のほうと、小中学校では賃金がどんどん違ってきますよね。片やフルタイム、片や29時間ということで。またここにも差が出るなということですが、県全体の教育現場の定数等ということから、このようになってくるのかとは思いますが、フルタイムで働きたいという方も中にはいらっしゃるようですので、あくまで柔軟に対応していただければと思います。

次に、高校授業料の無償化所得制限について、法律の正式な名称はちょっとここにはないのですが、その概要につきましてお伺いしたいと思います。それから、事務職員の労働が大変過多になるというふうに考えます。人的配置はどのように考えているのか。それから、保護者が書類を提出しなければならないわけですが、この保護者への説明とか保護者の負担についてもお伺いします。

○**永井予算財務課長** 高校授業料の無償制度の見直しについてのお尋ねであります。

まず1点目の概要でございますが、変更のあった国の法律に伴いまして、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律という法律がございましたが、昨年12月に新たな法律に変わって、不徴収という制度はなくなったということですが、いたがいて、ことし4月、平成26年度の新入生から、今私立学校でやっておりますが、就学支援金という制度に法律も一本化になるということですが、

この内容については、一定の所得制限をかけた上で、当該所得制限の要件を満たす者については、現行の高校の授業料、全日制ですと月額9,900円でございますが、これと同額の金額を支援金として当該生徒に支給する形。ただし、その金額については、県で受領して、そのまま授業料の債権に充てる、いわば相殺をする代理受領というようなことでございます。所得制限の額については、いろんな家庭構成がございますけれども、市町村民税の所得割額が年間30万4,200円というところに線が引かれております。年収ベースにすると、大体910万円程度というふうに文部科学省から説明を受けたところでございます。

それから、2点目の事務職員の負担というところでございまして、これまでこういった就学支援金という業務が公立高校ではございませんでしたので、委員御指摘のとおり、所得の確認といったような事務が新たに発生したところです。この事務につきましては、国で決めている事務でございますので、この事務については各地方団体、県に対しては法定受託事務という形で、事務の処理が変わっております。これに伴いまして、法定受託の見合いとしまして事務費の交付金が国から県に支給される見通しでございます。その金額については、国もまだ予算の審議中でございますので、幾らかというものは出てまいりませんが、ある程度地方の事務執行に支障のない金額が支給されるものというふうに考えておりますし、国でも今そういった形で整理をしているのではないかと考えてございます。その金額の範囲の中で、御指摘のとおり、臨時職員の配置を検討するといったことを考えてまいりたいと思っております。

それから、保護者への説明という、3点目でございますが、国の法律の成立が非常に遅かったということもございまして、また現に今条例案、予算案を含めて御提案中ということで、審議いただいているところでございますので、なかなかこうなりますという保護者説明は、必ずしも十分にし切れない部分もございまして、この2月上旬に国で、文部科学省から直接、全国の中学校3年生向けに制度開設のリーフレットが送られております。また、今度入学する生徒については、これから入学選抜があつて合格者が決まりますと、各種書類の送付ということになりますが、その中に制度の概要をわかりやすく書いた文書でありますとか、申請書のひな形でありますとか、そういったものなども同封して周知していきたいと思っておりますし、またこれまでの間も中学校校長会ですとか、あるいは市町村教育委員会等々に、一般制度の周知という形で、さまざまな説明をさせていただいた経緯がございます。

○小西和子委員 ありがとうございます。一番心配されるのは、申請しなければ対象にならないということですので、保護者の中には、なかなか書類を準備できなかったりということがないかということ現場では心配しておりますので、ひとつそのあたり、二重、三重に支援をしていかなければならないかなというふうに思いますので、そのあたりよろしく願いいたします。

最後ですけれども、国体の要員として国体局へ現場から教職員が異動しますよね。今度そうなるのではないかなと私は思っているのですけれども、それとか、あとは指導主事の

方々というのが、先ほどお聞きした正規の教職員の人数の中に、指導主事の人数も入っていますよね。これは、データが私の手元にないのですけれども、岩手県は指導主事の割合が高いというようなことを聞いております。ここはすぐに答弁できないかと思しますので、後で結構です。

何を言いたいかという、総額裁量制になってから、先ほどのように非正規の教職員がふえてきたのだと思うのです。やはり不安定な中で、精いっぱい職務を遂行しているわけです。知事は若者と女性の意見を政策に反映するという話をしていますけれども、この10年間で正規の割合というのは72.8%から62%、これは全労働者の中ですけれども、10%以上も落ちている。賃金にすれば、月に約24万円から21万円に、そのように減っている、大変不安定な中に若者は置かれているわけです。ですから、ステップアップできるように、3月で講師は終わりですよ、4月からどうなるかわかりませんというような不安定な中にいるわけです。ですから、何年講師をしたならば、1次試験免除とか何とかという、試験のAとA'でしたか、そのときは次の年はいいというのは聞いていますけれども、もう少し待遇改善を考えなければならないのではないかなというふうに思います。

なぜそういうことを言うのかという、学校現場では正規の教員が倒れてしまったがために、中学校で講師が担任をしたりしているのです、とんでもない状況が起きているのです。やっぱり正規の教員が足りないということが現場から上がってきております。今言った全体的なことにつきまして、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

○菅野教育長 いろいろ課題があることは十分承知いたしてございます。そういった子供たちに向け、教員をどう確保し、その待遇改善をどう図るかというのは非常に大きな私どもとしての課題でございます。ただ一方で、いろんなリソースも限られる、そういった子供たちの状況もあるということで、いろいろ苦慮しながらやっているとございます。ただ一方で、先ほど委員からお話のありました子供たちに向き合う教員一人一人が意欲を持って取り組めるような環境をトータルな意味で何とか私どもとしてもつくってまいりたいと思っておりますので、いろんな意味で努力をさせていただきたいと思っております。

○斉藤信委員 一つは、今話がありました高校授業料の無償化、これが就学支援金制度に変わるというので、一般質問でも取り上げられて7.9%、827人ぐらいが、いわば支援金の対象外になるのではないかと、こういう話がありました。これは申請主義で、例えばDVの家庭で所得証明だとか課税証明だとか、簡単には取れない、そういうケースもなきにしもあらずだと思うけれども、特別に困難を抱えているケースの場合、課税証明とか所得証明が出なかったらどうなるのか。これを、まず第一点としておきます。

○永井予算財務課長 4月以降の新しい高等学校の就学支援金制度に伴う所得の確認についてでございます。金額のトータルですとか、把握の仕方については、先ほど小西委員の答弁で申し上げたとおり、年間910万円程度でございまして、税額としては市町村の認定所得額が30万4,200円のところでございます。そうすると、所得の確認については、通常でございまして所得課税証明書ですとか、あるいは特別徴収税額通知書というような公

的機関が発行した所得割額、場合によっては所得となつてまいりますが、御指摘のとおり、さまざまな家庭の事情等々で、親権者の証明が出せないといったようなケースも多々想定されるものでございます。例えば今想定してございますのは、再婚しているケースなどでは、再婚相手の場合、当該生徒がいわゆる養子縁組の関係にあるかどうかで親権関係を把握いたしますですとか、あるいはDVですとか、虐待のように保護者からそのような書類を徴収できる状況がないというような場合については、例えば当該事情を明らかにした上で、保護者のうちの一方、あるいは最悪の場合には、本人の所得のみで判断せざるを得ないような場合、そういったような場合も出てくるのではないかと考えてございます。いずれさまざまなケースがあろうかと思っておりますので、国の見解なども確認しながら、4月以降、一つ一つのケースによって対応してまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** そういう特別のケースがあり得ると思うので、例えば養護施設の入所者、これは基本的に育児放棄というか、子供を育てられないので預けているという、そういう生徒も少なくないと思うので、簡単にそういう所得証明とか課税証明書が出てこないケースがあるので、そういう人たちが申請がないからということで就学支援金の対象にならないということにならないように、ぜひきちんとした対応を求めたいと思います。

それと、今度の制度にかかわって、いわば低所得者に対して、給付制の奨学のための給付金という制度が、わずかばかりだけでも導入された。これは、例えば県立学校の場合、どのぐらいの生徒が対象になり得るのか、わかるでしょうか。

○**永井予算財務課長** 今般、平成 26 年度当初予算でも盛り込んでございますが、いわゆる就学のための給付金制度、新しい制度でございますが、これについて、現在新入生あるいは県立高校生の在家庭の所得状況を示す書類は現時点ではございませんので、既存の就業状況所得調査等々によりまして、年間 250 万円以下の世帯についてのウエイトを出した上で、今回の予算で要求して御審議をお願いしているところでございます。その割合は、現時点で、県内全世帯のおおむね 3 割程度というふうに推計が出てございますけれども、必ずしもそれが今回県立高校の生徒の家庭に当たるかどうかについては、今後の申請を待ってということで、実際の給付手続をとってまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** 今のお話だと、3 割ということになると、何で 3 割なのか。新入生の 3 割ということになるのか、そこをもう一回、確認させてください。

○**永井予算財務課長** 新入生の所得状況を把握したデータがございませんので、県全体の世帯における所得の推計値から、今 3 割というふうに申し上げたところでございます。

○**斉藤信委員** 全体の世帯の 3 割ということになると、これは決して少なくない数で、額が本当にわずかばかりだけでも、学費無償化を改悪して捻出した財源での給付制奨学金。給付制奨学金という点でいけば、被災地で特例的なものもありますが、制度としては初めてなので、私はこの給付制奨学金で一穴開けたことによって、これを大きく拡充させる必要があるのではないかと考えております。

二つ目に、私は一般質問で、教育委員長に聞いたのですけれども、学力向上で、今学力

テスト対策、小学校でも朝学習とか6時間授業とかやっている、これは異常だよと。私の子育て時代で、高校のゼロ授業とか課外学習というのも、少し我々の世代は異常に感じたのだけれども、今小学校で朝学習、そして6時間授業。学力向上月間とかをやっているのです。教育委員長は実態を把握しないでかみ合わない答弁だったけれども、担当は実態がわかっていますか、どういうふうに把握していますか。

○佐藤義務教育課長 まず御承知のとおり、全国学調の目的は、児童生徒の学習状況を把握するものです。そして、最終的には子供たち一人一人に確かな学力をつける。そういう点で、各学校の状況によって子供たちにそういう力をつけなければならない。そこで、朝の時間、また6時間目を活用しながら実施しているという学校があると。これは、全部調査をしたわけではございませんけれども、そういう形で実施している学校は県内にあるのかなと思います。ただ、純粋に学校は子供たちに学力を保證するというので、その時間を用いながら実施しているのではないかというふうに捉えております。

○斉藤信委員 例えば、PISAの学力テストだって、日本はトップレベルですよ。学力が落ちているのだったら必死になって頑張らなければだめだけれども、学力のレベル、これは学力の一部だと言われている、そういう国際的な比較ではトップレベルなのに、わずかな点数の差で目の色を変えて、例えば私の紹介した小学校というのは今まで朝読書をやっていた。それが学力テストに向けた、それこそ過去問とかそういうものなのです。本当に私はこれに異常を感じているので、今の答弁は、かなりの程度、そうやられていると認識していいのか、それは一部のそういう事例なのか、その認識だけお聞きをしたい。

○佐藤義務教育課長 先ほども申し上げましたけれども、実際に各学校で調査しているわけではないので、どのくらいの割合でそういう学校があるのかというのは認識しておりませんが、ただ私が経験したり、見たり聞いたりしているところでは、それぞれの学校に応じて、ある期間は朝読書に当てて、ある期間は学力向上のためのいろんな活動をするというふうに、汎用的に用いている学校もありますので、一概に多いとか少ないというのは、ちょっと私は認識しておらないところでございます。

○斉藤信委員 かなり深刻な事態だと私は思いますよ。日本の教育というのは、そもそもレベルが高かった。そして、その中身は、テスト的な学力の高さ。PISAも対応して能力をつけたのです。いわばPISA型の問題集をみんな勉強するようになって、PISA型のそういう学力もつけてきた。これが本当の学力かどうかは評価は難しいけれども、しかし今PISA型でやっても世界トップのレベルになってきた。そうなっているのに、全国平均から少し下がっているとか、県内平均から少し下がっているとか、そこを絶対に越えようというのが学力向上の目標になっているのです、現場は。私は、そういう意味では、大事なのは一人一人の子供たちがわかる喜びを培う、一部の学力ではなくて全体の学力を培うという、こういうことにしないと、どんどん、どんどん歪んでしまうのではないかと。

それで、市町村教育委員会が判断すれば、このテスト結果を公表できると。いろんな条件ついているけれども。これは、私は一般質問でも取り上げたけれども、学力テストの変

質だと。そんな公表をしたら必ず序列化して、競争が激しくなるというので公表しないということで始まった。しかし、何年かやったら、結局それを解禁して序列化。数字というのはひとり歩きするのですよ、公表されると。私は、公表されていない今でさえ、こういう状況の中で、教育長の答弁は、現段階では公表すると言っている教育委員会はないと。私は当然だと思うけれども、教育の原点に立って、競争主義でなく、点数主義でなく、本当に一人一人を大切にするような、一人一人の人間の成長を支援するような教育に立ち返るべきだと思うけれども、いかがですか。

○菅野教育長 県の計画におきましても、知、徳、体、バランスよくとれた子供たちを育てよう。その中で、知ですから、学力向上というのを一つの目標にしています。ただ、その評価軸は、平均正答率で評価しているわけではなくて、子供たちが授業をわかると答えた割合、そのためには生涯にわたって培うためには、子供たちに授業をしっかりと学んでもらって、学ぶ喜びを持ってもらう。学ぶことが嫌いだという子供たちを何とかつくりなないようにしようという目標値にさせていただきます。

そういった意味で、確かに平均正答率オンリーだけの議論は、やっぱり非常に危険だろうと思っています。ただ一方で全国学調、せつかくああいう試験があるわけですから、その中で得られた成果というものを単なる平均正答率だけではなくて、どこで子供たちがつまづいているのか、そういったところを少し詳細に分析しながら、子供たちがつまづいているところがあるのであれば、そこを支援していくということで、子供たち一人一人の学力保証につなげていくという取り組みは非常に大事だろうと思っています。

○斉藤信委員 これで最後にします。これも私が一般質問で取り上げた問題で、これは懲戒処分の問題なのですが、沿岸南部の小学校の校長先生によるパワーハラスメント。このパワーハラスメントによって職員が8カ月も学校に通えなかったと。そういう精神的な病に陥ってしまった。私、これは身体的暴力だったら戒告で済まないと思うのです。精神的にこれだけ深刻な打撃を8カ月も受けたこういうケースに対して、戒告処分というのは余りにも甘過ぎるのではないですか。例えば傷害を受けて8カ月間学校に行けなかったら、こんな処分では済まないでしょう。私は、精神的な障害と、身体的な障害というのは区別すべきではないと思います。そういう意味でいくと、かなりこの事件は深刻だったのではないかと。

パワーハラスメントは初めての事例のようですが、私はその前にも、別の校長によるパワハラ事例をかなりリアルにこの場で取り上げたことがあるのだけれども、今回、処分になったということで、ちょっと私は身体的な障害を受けた場合と、精神的な障害を受けた場合のこの処分の度合いに余りにも違いがあるのではないかとというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○金田教職員課総括課長 このたびの懲戒処分の案件でございますけれども、県教育委員会としては初めてのケースでございます。こういう事態が生じた経緯、その辺も十分調査をさせていただきます。もちろん本人から聞き取りも含めて、その状況を十分考慮し、

それから他県、県の中での過去の処分事例等の均衡も考えまして、検討いたしまして、最終的には戒告が相当であろうと判断しております。

単純に病気というか、それを起こしたという結果だけではなくて、そこに至った、どういうためにこうなったのかということも、やはり十分にその辺の事情も調査した形で、こういう結論に達したというところでございます。

○**斉藤信委員** 最終的には教育委員会議で決めたのでしょうから、教育長に聞きたいのだけれども、身体的障害で8カ月間、仕事に戻れなかった場合、戒告で済まないですよ。では精神的な障害の場合には、戒告でいいのかと。私は、判断基準が少しずれているのではないかと思うのですけれども。やっぱり精神的苦痛というのは、本当に長期に及ぶのです。けがをすれば二、三カ月で治るケースが多いです。8カ月ですよ。私はちょっと違うのではないかと。

最後に、今後の検討課題にもしてもらいたいのだけれども、精神的な障害、精神的苦痛というのは、身体的苦痛以上にも私は重いものだ、少なくとも同じようなレベルでこれは判断すべきものではないかと思いますが。最後に教育長。

○**菅野教育長** 今回こういった形で処分を行わざるを得なかったというのは大変申しわけなく思っております。教育委員会としては、こういったことがあってはならないということで処分いたしましたわけですし、こういったことが二度と起きないように管理職に対するいろんな意味での指導を強めてまいりたいと思っております。

ただ、今回は県教育委員会として初めての処分だったということもございまして。過去の事例、他県の事案等いろいろ勘案し、前後の關係のいろんな事情も勘案しながら、こういった結論に落ち着いたわけですが、いずれこういった行為を是認しているわけはありません。処分をいたしました。したがって、今後こういった事案の積み重ねというのも、もう一ついろいろ全国的にあらうかと思っておりますので、そういった点も含めて、こういった問題が二度と起こらないよう私どもとして努めていきたいと思っております。

○**高橋元委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋元委員長** なければ、これをもって教育委員会關係の審査を終わります。教育委員会關係の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、総務部關係の議案の審査を行います。

議案第103号平成25年度岩手県一般会計補正予算（第5号）、第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち総務部關係及び第11款災害復旧費、第7項教育施設災害復旧費、第1目学校施設災害復旧費のうち総務部關係並びに第2条第2表繰越明許費補正中、第10款教育費のうち総務部關係を議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○**杉村副部長兼総務室長** それでは、議案第103号平成25年度岩手県一般会計補正予算（第

5号)のうち総務部関係について御説明申し上げます。お手元の議案(その4)の9ページをお開き願います。

10款教育費のうち、8項大学費622万円余の増、9項私立学校費3億4,637万円の減及び11款災害復旧費のうち7項教育施設災害復旧費中、3,624万円余の減が総務部関係の補正予算であります。詳細につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の204ページをお開き願います。

10款教育費、8項大学費、1目大学費は622万3,000円の増額補正であります。公立大学法人岩手県立大学運営交付金について、県立大学が被災学生に対して行う授業料等減免額の確定によるものであります。

次に、205ページをお開き願います。9項私立学校費、1目私立学校費は3億4,637万円の減額補正であります。私立高等学校等就学支援金交付金及び認定こども園整備事業費補助等の事業費の確定による減でございます。

次に、少し飛びまして217ページをお開き願います。11款災害復旧費、7項教育施設災害復旧費、1目学校施設災害復旧費のうち総務部関係は3,624万円余の減額補正でございます。私立学校等災害復旧支援事業費補助の事業費の確定によるものでございます。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますけれども、お手元の議案(その4)にお戻りいただきまして、21ページをお開き願います。第2表、繰越明許費補正のうち総務部関係は10款教育費、9項私立学校費2億5,495万円余であります。事業につきましては、認定こども園整備事業費補助でございまして、事業の完了に不測の日数を要したことにより事業費を繰り越そうとするものでございます。以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○高橋元委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 2点だけ聞いて終わります。一つは、大学費の運営交付金が622万円増額された。これは、被災学生の授業料免除等の確定によると。この授業料免除の実績を示していただきたい。もう一つは、私立高等学校等就学支援金交付金、いわゆる授業料無償化、私学の場合には、実際は半額程度だったのですけれども、今回就学支援金制度が改悪されるのだけれども、910万円を超える見込みをどういうふうに見ているかということ。また、私学の場合には世帯収入ごとに就学支援金の額が変わるのです。結果的には改善されるのか増額される、そういう制度になると思いますけれども、それぞれ見込みを、例えば250万円未満は2倍から2.5倍、250万円から350万円は1.5倍から2倍、そして350万円から590万円、これは1.5倍というふうになるのですが、それぞれの見込みで、どれだけの就学支援金の増と減になるのかというのを示してください。

○及川総務室管理課長 県立大学の授業料減免にかかわる実績の御質問でございますが、平成25年度当初予算におきましては、昨年度の実績に基づきまして、授業料減免の人数は延べで208名の実績で予算計上しておりました。昨年度までは前期と後期、それぞれ別々の申請でございましたが、申請手続の簡素化、あるいは後期の申請の締め切り時期が9月

ということで、学生が夏休み期間ということで、一部に申請漏れもあったということで、今年度から4月に前期、後期合わせて一緒に申請するように改善したところでございますが、結果といたしまして、平成25年度は前期、後期を合わせまして、延べ人数でございますが、237名の学生に対しまして、授業料が5,370万9,000円の減免額が実績でございます。

○岡崎私学・情報公開課長 高等学校等就学支援金の対象者でございますが、支援金の対象は1年生のほうから申請分に移行ということでございますが、全体で2,391人の中で、支援金対象として2,189人ということで見積もっているものでございます。

あと、現在の制度が250万円未満と350万円未満につきまして、2倍加算、1.5倍加算というふうなことになってございますが、今回の改正によりまして、新たに590万円と910万円の階層ができて、全体で910万円以上の世帯と合わせまして、今まで3階層でやっていたものが5階層での認定になるということになります。

影響ということでございますが、それぞれの見込みということですが、新制度で250万円未満程度のところが、一応予算上の積算でございますけれども、548人、22.9%。350万円未満ということで286人、12%。あと590万円までのところで26.6%の637万円。あと910万円のところで718人、30%ということで、残り202人が910万円以上ということで、約8.5%というふうに割合を見ているところでございます。

○吉田敬子委員 済みません、斉藤委員とほとんど同じでしたので、割愛いたします。

○高橋元委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって総務部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋元委員長 なければ、これをもって総務部関係の審査を終わります。総務部の皆様は御苦労さまでした。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。